

積算基準及び歩掛表

【港湾・漁港・海岸編】

令和 7 年 10 月 改定

愛知県 建設局

※文書内の青色文字はリンクを設定。
※文書内の緑色文字は愛知県独自内容。

愛知県建設局及び都市・交通局の港湾・漁港及び海岸土木請負施工に付する場合における工事費の積算には、愛知県建設局独自の積算基準及び歩掛表（以下「県版」という。）と市販されている国土交通省港湾局監修の積算基準書（以下「国版」という。）を適用する。

1. 使用する積算基準書

「県版」及び以下の市販図書を使用する。

- ・国土交通省 港湾土木請負工事積算基準〔公益社団法人日本港湾協会〕
- ・国土交通省 土木工事標準積算基準書（共通編）〔一般財団法人建設物価調査会〕

2. 適用年月日

10月1日以降適用とする。

3. 「県版」と「国版」の利用について

「県版」に記載のあるものは、「県版」を使用して積算し、
「県版」に記載のないものは、「国版」を使用して積算する。

4. 「県版」基準の出典根拠

【出典根拠】

水 水産庁漁港漁場整備部「漁港漁場関係工事積算基準」

【担当課】

G 港湾課

目 次

【港湾・漁港・海岸編】	運用 種別	県 版 (ページ下番号)	国 版
第1章 総 則			
1 節 総 則			
1 目的	県	P. 1	1-1-1
2 適用の範囲	県	P. 1	1-1-1
3 基準の構成	県	P. 1	1-1-1
4 直接工事費の施工歩掛の適用範囲	県	P. 2	1-1-2
5 端数処理の取扱い	県	P. 3	1-1-2
2 節 積算の通則			
1 積算の通則	県	P. 4	1-2-1
2 積算価格の構成	県	P. 4	1-2-1
3 積算価格構成の内訳	県	P. 5	1-2-1
4 合併積算等	県	P. 9	1-2-4
5 変更設計	県	P. 9	1-2-4
6 随意契約方式等により発注する場合の率の調整について	県	P. 9	1-2-4
7 用語の定義	県	P. 9	1-2-4
第2章 工事費の積算			
1 節 直接工事費			
1 総則	県	P. 10	2-1-1
2 一般事項	県	P. 10	2-1-1
3 共通事項	県	P. 15	2-1-7
2 節 間接工事費			
1 一般事項	県	P. 33	2-2-1
2 共通仮設費	県	P. 34	2-2-1
3 現場管理費	県	P. 46	2-2-8
3 節 一般管理費等			
1 一般管理費等の算定	県	P. 49	2-3-1
2 一般管理費等率の補正	県	P. 49	2-3-1
4 節 その他			
1 工事における工期の延長等に伴う増加費用等の積算	県	P. 51	2-4-1
第3章 直接工事費の施工歩掛			
1 節 浚渫・土捨工			
1 総則	国	-	3-1-1
1-1 適用範囲	国	-	3-1-1
1-2 積算ツリー	国	-	3-1-1

【運用種別】

県：県版と国版で記載内容が異なり、県版を優先するもの。または、県版のみに定めのあるもの。

補：県版で国版を補うもの。

目 次

【港湾・漁港・海岸編】	運用 種別	県 版 (ページ下番号)	国 版
1-3 積算フロー	国	－	3-1-1
1-4 標準的な積算手順	国	－	3-1-2
1-5 浚渫方法、浚渫船種の選定	国	－	3-1-3
1-6 数量計算等	国	－	3-1-5
2 ポンプ浚渫工	国	－	3-1-9
3 グラブ浚渫工	国	－	3-1-22
4 硬土盤浚渫工	国	－	3-1-28
5 岩盤浚渫工	国	－	3-1-34
6 排砂管設備工	国	－	3-1-40
7 土運船運搬工	国	－	3-1-49
8 揚土土捨て工	国	－	3-1-55
8-1 バージンアンローダ揚土	国	－	3-1-55
8-2 空気圧送揚土	国	－	3-1-60
2 節 海上地盤改良工			
1 総則	国	－	3-2-1
2 床掘工	国	－	3-2-10
3 排砂管設備工	国	－	3-2-23
4 土運船運搬工	国	－	3-2-23
5 揚土土捨て工	国	－	3-2-23
6 置換工	国	－	3-2-24
7 圧密・排水工	国	－	3-2-27
8 締固工	国	－	3-2-32
9 固化工	国	－	3-2-38
3 節 基礎工			
1 総則	国	－	3-3-1
2 基礎盛砂工	国	－	3-3-6
3 洗掘防止工	国	－	3-3-9
4 基礎捨て石工	国	－	3-3-13
5 基礎ブロック工	国	－	3-3-22
6 水中コンクリート工	国	－	3-3-22
7 水中不分離コンクリート工	国	－	3-3-22
4 節 本体工			
4.1 節 本体工 ケーソン式			
1 総 則	国	－	3-4.1-1

【運用種別】

県：県版と国版で記載内容が異なり、県版を優先するもの。または、県版のみに定めのあるもの。

補：県版で国版を補うもの。

目 次

【港湾・漁港・海岸編】	運用 種別	県 版 (ページ下番号)	国 版
2 ケーソン製作工	国	－	3-4. 1-9
3 ケーソン進水据付工	国	－	3-4. 1-31
4 中詰工	国	－	3-4. 1-58
5 蓋コンクリート工	国	－	3-4. 1-62
6 蓋ブロック工	国	－	3-4. 1-62
4. 2 節 本体工 ブロック式			
1 総則	国	－	3-4. 2-1
2 本体ブロック製作工	国	－	3-4. 2-5
3 本体ブロック据付工	国	－	3-4. 2-12
4 中詰工	国	－	3-4. 2-28
5 蓋コンクリート工	国	－	3-4. 2-28
6 蓋ブロック工	国	－	3-4. 2-28
4. 3 節 本体工 場所打式			
1 総則	国	－	3-4. 3-1
工事区分	補	P. 53	3-4. 3-4
2 場所打コンクリート工	国	－	3-4. 3-5
3 水中コンクリート工	国	－	3-4. 3-7
4 水中不分離性コンクリート工	国	－	3-4. 3-13
4. 4 節 本体工 捨石式・捨ブロック式			
1 総則	国	－	3-4. 4-1
2 洗掘防止工	国	－	3-4. 4-2
3 本体捨石工	国	－	3-4. 4-2
4 捨ブロック工	国	－	3-4. 4-2
5 場所打コンクリート工	国	－	3-4. 4-2
4. 5 節 本体工 鋼矢板式			
1 総則	国	－	3-4. 5-1
2 鋼矢板工	国	－	3-4. 5-5
3 控工	国	－	3-4. 5-22
4. 6 節 本体工 鋼杭式			
1 総則	国	－	3-4. 6-1
2 鋼杭工	国	－	3-4. 6-3
5 節 被覆・根固工			
1 総則	国	－	3-5-1
数量計算等-材料割増率	補	P. 54	3-5-4

【運用種別】

県：県版と国版で記載内容が異なり、県版を優先するもの。または、県版のみに定めのあるもの。

補：県版で国版を補うもの。

目 次

【港湾・漁港・海岸編】	運用 種別	県 版 (ページ下番号)	国 版
2 被覆石工	国	－	3-5-6
3 被覆ブロック工	国	－	3-5-14
4 被覆ブロック工（海岸）	国	－	3-5-19
5 根固ブロック工	国	－	3-5-20
6 水中コンクリート工	国	－	3-5-37
7 水中不分離性コンクリート工	国	－	3-5-37
6 節 上部工			
1 総則	国	－	3-6-1
2 上部コンクリート工	国	－	3-6-6
3 上部ブロック工	国	－	3-6-35
7 節 付属工			
1 総則	国	－	3-7-1
2 係船柱工	国	－	3-7-5
3 防舷材工	国	－	3-7-8
4 車止・縁金物工	国	－	3-7-11
5 防食工	国	－	3-7-14
8 節 消波工			
1 総則	国	－	3-8-1
2 消波ブロック工	国	－	3-8-3
3 洗掘防止工	国	－	3-8-22
4 消波ブロック工（海岸）	国	－	3-8-23
9 節 裏込・裏埋工			
1 総則	国	－	3-9-1
2 裏込工	国	－	3-9-6
3 裏埋工	国	－	3-9-24
4 裏埋土工	国	－	3-9-25
10 節 埋立工			
1 総則	国	－	3-10-1
2 埋立工	国	－	3-10-5
3 排砂管設備工	国	－	3-10-13
4 土運船運搬工	国	－	3-10-17
5 揚土埋立工	国	－	3-10-19
11 節 陸上地盤改良工			
1 総則	国	－	3-11-1

【運用種別】

県：県版と国版で記載内容が異なり、県版を優先するもの。または、県版のみに定めのあるもの。

補：県版で国版を補うもの。

目 次

【港湾・漁港・海岸編】	運用 種別	県 版 (ページ下番号)	国 版
2 圧密・排水工	国	－	3-11-5
3 締固工	国	－	3-11-12
4 固化工	国	－	3-11-14
1 2 節 土工			
1 総則	国	－	3-12-1
2 土工	国	－	3-12-4
1 3 節 舗装工			
1 総則	国	－	3-13-1
2 路床工	国	－	3-13-4
3 コンクリート舗装工	国	－	3-13-6
4 アスファルト舗装工	国	－	3-13-19
1 4 節 維持修繕工			
1 総則	国	－	3-14-1
2 維持塗装工	国	－	3-14-3
3 防食工	国	－	3-14-5
1 5 節 構造物撤去工			
1 総則	国	－	3-15-1
2 取壊し工	国	－	3-15-2
3 撤去工	国	－	3-15-4
1 6 節 仮設工			
1 総則	国	－	3-16-1
2 仮設鋼矢板工	国	－	3-16-2
3 仮設鋼管杭・鋼管矢板工	国	－	3-16-10
4 仮設道路工	国	－	3-16-32
5 安全対策	国	－	3-16-34
1 7 節 雑工			
1 総則	国	－	3-17-1
2 現場鋼材溶接工	国	－	3-17-2
3 現場鋼材切断工	国	－	3-17-9
4 その他雑工	国	－	3-17-13
船揚場工	県	P. 55	－
第4章 市場単価等			
1 節 総則			
1 市場単価の調査方法及び決定方法	国	－	4-1-1

【運用種別】

県：県版と国版で記載内容が異なり、県版を優先するもの。または、県版のみに定めのあるもの。

補：県版で国版を補うもの。

目 次

【港湾・漁港・海岸編】	運用 種別	県 版 (ページ下番号)	国 版
2 土木工事標準単価	国	－	4-1-1
3 用語の定義	国	－	4-1-1
4 市場単価により積算を行う工種	国	－	4-1-2
第5章 間接工事費の施工歩掛			
1 節 回航・えい航費			
1 総則	国	－	5-1-1
2 回航	国	－	5-1-2
3 えい航	国	－	5-1-14
2 節 運搬費			
1 総則	国	－	5-2-1
2 建設機械器具等運搬	国	－	5-2-2
2-4 運搬			
質量20 t 以上の建設機械の貨物自動車等による 運搬	県	P. 57	5-2-6
3 仮設材等運搬	国	－	5-2-9
3 節 準備費			
1 総則	国	－	5-3-1
2 準備費	国	－	5-3-1
3 準備費（海岸）	国	－	5-3-2
4 節 事業損失防止施設費			
1 総則	国	－	5-4-1
2 水質汚濁防止膜	国	－	5-4-2
2-3 汚濁防止膜設置・撤去			
代価表（汚濁防止膜設置）	補	P. 58	5-4-3
代価表（汚濁防止膜撤去）	補	P. 58	5-4-3
2-4 汚濁防止膜移設			
代価表（汚濁防止膜移設）	補	P. 58	5-4-4
3 水質汚濁防止柵	国	－	5-4-5
5 節 安全費			
1 総則	国	－	5-5-1
2 標識	国	－	5-5-2
3 安全対策	国	－	5-5-4
6 節 役務費			
1 総則	国	－	5-6-1
2 借上げ料等	国	－	5-6-2

【運用種別】

県：県版と国版で記載内容が異なり、県版を優先するもの。または、県版のみに定めのあるもの。

補：県版で国版を補うもの。

[illegible]

県：県版と国版で記載内容が異なり、県版を優先するもの。または、県版のみに定めのあるもの。
補：県版で国版を補うもの。

第1章 総則

1節 総則

1 目的

この積算基準は、愛知県建設局及び都市・交通局の港湾・漁港および海岸土木請負工事の予定価格の基礎となる積算価格を算出するためのものである。

2 適用の範囲

この積算基準（以下、「県版」という。）は、愛知県建設局及び都市・交通局の港湾・漁港および海岸土木工事を請負施工する場合における工事費の積算に適用する。

「県版」に記載がない場合は、一般財団法人建設物価調査会が発行する国土交通省土木工事標準積算基準書（以下、「国版」という。）を適用し、「県版」に記載がある場合は、「県版」を適用する。

ただし、「県版」及び「国版」によることが著しく不適當又は困難であると認められるものについては、適用除外とすることができる。

3 基準の構成

この積算基準の構成は、以下のとおりである。

第1章 総則	1節 総則		
	2節 積算の通則		
第2章 工事費の積算	1節 直接工事費		
	2節 間接工事費		
	3節 一般管理費等		
	4節 その他		
第3章 直接工事費の施工歩掛	1節 浚渫・土捨工		
	2節 海上地盤改良工		
	3節 基礎工		
	4節 本土工		
	4.1 ケーソン式	4.2 ブロック式	4.3 場所打式
	4.4 捨石式・捨ブロック式	4.5 鋼矢板式	4.6 鋼杭式
	5節 被覆・根固工		
	6節 上部工		
	7節 付属工		
	8節 消波工		
	9節 裏込・裏埋工		
	10節 埋立工		
	11節 陸上地盤改良工		
	12節 土工		
	13節 舗装工		
	14節 維持補修工		
	15節 構造物撤去工		
	16節 仮設工		
	17節 雑工		
第4章 市場単価等	1節 総則		
第5章 間接工事費の施工歩掛	1節 回航・えい航費		
	2節 運搬費		
	3節 準備費		
	4節 事業損失防止施設費		
	5節 安全費		
	6節 役務費		
	7節 技術管理費		
	8節 水雷・傷害等保険料		
	9節 営繕費		
	10節 現場環境改善費		
第6章 建設機械運転単価表			

4 直接工事費の施工歩掛の適用範囲

- 1 節 浚渫・土捨工
航路・泊地・船だまりの浚渫工事の施工に適用する。
- 2 節 海上地盤改良工
海上で行う港湾・海岸構造物の基礎地盤の改良工事の施工に適用する。
- 3 節 基礎工
防波堤、護岸などの外郭施設および岸壁などの係留施設の構造物のうち、本体部分の荷重を基礎地盤に伝達する役割を果たす基礎工事の施工に適用する。
- 4 節 本体工
 - 4.1 ケーソン式
鉄筋コンクリート構造のケーソン（スリットケーソンおよび一部異形ケーソンを含む）の製作、進水、回航、仮置・据付、中詰、蓋コンクリート等工事の施工に適用する。
 - 4.2 ブロック式
L型ブロック、セルラーブロック、本体方塊、蓋ブロックおよび直立消波ブロック等の本体ブロックの製作、据付、中詰および蓋コンクリート等工事の施工に適用する。
 - 4.3 場所打式
基礎が浅い場合および岩盤上に施工する場所打コンクリート、水中コンクリートあるいはプレバッドコンクリートによる本体工事に適用する。
 - 4.4 捨石式・捨ブロック式
突堤・離岸堤などの捨石ならびに捨ブロックによる本体工事の施工に適用する。
 - 4.5 鋼矢板式
鋼矢板式の係船岸および護岸等の本体、控工および腹起・タイ材工事の施工に適用する。
 - 4.6 鋼杭式
横さん橋・デタッチドピア・ドルフィンなどで使用する鋼管杭およびH形鋼杭の施工に適用する。
- 5 節 被覆・根固工
基礎工および本体工の波浪による損壊を防止するために施工される石材およびコンクリートブロック等による被覆・根固工事に適用する。
- 6 節 上部工
重力式、鋼矢板、栈橋式、棚式、セル式構造物の場所打式およびプレキャスト式による上部工事の施工に適用する。
- 7 節 付属工
係留施設に付属する係船柱、防舷材、車止・縁金物の設備および鋼構造物の防食工事の施工に適用する。
- 8 節 消波工
防波堤、護岸等に作用する波力等の外力を軽減させるために設置される異形ブロックの製作、運搬・据付工事および直立消波ブロックの製作工事の施工に適用する。
- 9 節 裏込・裏埋工
係留施設および護岸等の石材、土砂等による裏込・裏埋工事ならびに吸出し防止工事の施工に適用する。
- 10 節 埋立工
埋立土砂の土取工事および航路・泊地などから発注する浚渫土砂や建設残土・購入土砂による埋立工事の施工に適用する。
- 11 節 陸上地盤改良工
陸上で行う港湾・海岸構造物の基礎地盤の改良工事の施工に適用する。
- 12 節 土 工
港湾・海岸工事における土工事一般の施工に適用する。
- 13 節 舗装工
係留施設、荷捌施設等におけるコンクリートならびにアスファルト舗装工事の施工に適用する。
- 14 節 維持補修工
鋼構造物の腐食、コンクリート構造物の劣化および係留施設の付属設備の劣化・破損に対する補修工事の施工に適用する。
- 15 節 構造物撤去工
港湾・海岸構造物の撤去にかかわる工事に適用する。
- 16 節 仮設工
港湾・海岸構造物の仮設にかかわる工事に適用する。
- 17 節 雑 工
「第1節 浚渫・土捨工」から「第16節 仮設工」のいずれの工種にも属さない工事の施工に適用する。

5 端数処理の取扱い

四捨五入等の端数処理は、端数処理対象となる桁で処理するものとし、端数処理対象となる桁以降については、考慮しないものとする。

例) 小数1位切り上げの場合、小数1位の桁が1以上の場合は切り上げし、0の場合には切り捨てるものとする。

2 節 積算の通則

1 積算の通則

1-1 通 則

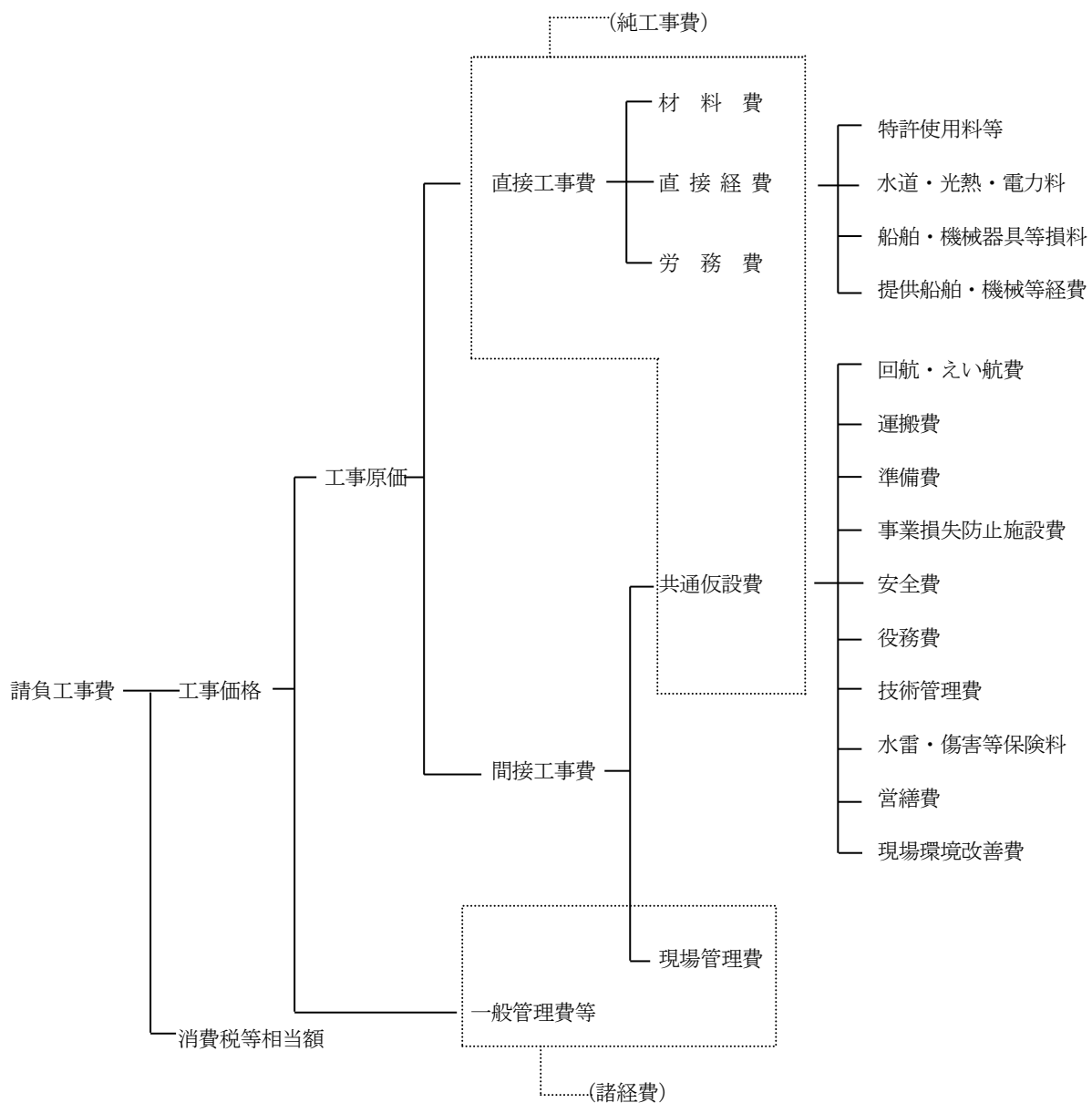
積算は、工事条件を的確に把握し、設計図書、契約書（案）および積算基準に基づき行うものとする。

なお、この基準によりがたい場合は、別途類似工事等を参考とするものとする。

また、積算に使用する作業時間は、原則として昼間（1日当り8時間）とする。ただし、作業条件等により時間外就業等を行うことが常態である場合は、この限りではない。

本基準によることが著しく不適當又は困難であると認められるものについては、適用除外とすることができる。

2 積算価格の構成



3 積算価格構成の内訳

3-1 直接工事費

工事の目的物を施工するにあたり直接消費される費用で、その項目および内容は、次のとおりである。

1) 労務費

工事の施工に要する労務者の賃金

2) 材料費

工事の施工に要する材料の費用

3) 直接経費

工事の施工に要する費用で労務費および材料費に属さないものをいう。

(1) 特許使用料等

工事の施工に要する特許使用料および工法使用料（派遣技術者等の費用を含む）

(2) 水道・光熱・電力料

工事の施工に要する用水・電力使用料

(3) 船舶・機械器具等損料

工事の施工に要する船舶・機械器具の償却・修理および管理費用ならびに鋼製仮設材の損料

(4) 提供船舶・機械等経費

提供する船舶・機械等の現場修理および格納保管に要する費用

3-2 間接工事費

直接工事の対象物に施工されるものでなく、各工事種目に対し共通して使用されるものの費用で、その項目および内容は、次のとおりである。

3-2-1 共通仮設費

各工事種目に対し共通して使用される費用で、その項目および内容は、次のとおりである。

1) 回航・えい航費

① 船舶等の回航・えい航に要する費用

2) 運搬費

① 機械器具等の運搬に要する費用

② 現場内における器材の運搬に要する費用

3) 準備費

① 準備および跡片付けに要する費用

② 調査、測量、丁張等に要する費用

③ 伐開、整地および除草に要する費用

4) 事業損失防止施設費

① 事業損失を未然に防止する仮施設の設置費、撤去費及び当該仮施設の維持・管理等に要する費用

5) 安全費

① 交通管理に要する費用

② 安全管理等に要する費用

③ 危険区域における危険物等の撤去に要する費用

④ 安全施設等に要する費用

⑤ ①～④に掲げるもののほか工事施工上必要な安全対策等に要する費用

6) 役務費

- ① 土地（営繕に係る敷地を除く）の借上げに要する費用
- ② 用水、電力等の基本料
- ③ 臨時電力（1年未満の契約の契約期間の場合に適用）の臨時工事費および高圧電力甲等（1年以上の契約期間で1年間までは負荷を増減しない場合に適用）の工事費負担金に要する費用。

7) 技術管理費

- ① 品質管理のための試験等に要する費用
- ② 出来形管理のための測量等に要する費用
- ③ 工程管理のための資料作成に要する費用
- ④ ①～③に掲げるもののほか技術管理上必要な資料の作成に要する費用

8) 水雷・傷害等保険料

- ① 通常の保険では担保されない水雷・傷害等保険料

9) 営繕費

- ① 現場事務所、試験室、労務者宿舍、倉庫および材料保管場の営繕に要する費用
- ② 労務者の輸送に要する費用
- ③ 営繕等に係る土地・建物の借上げに要する費用

10) 現場環境改善費

- ① 仮設備、安全施設、営繕施設の美装化に要する費用
- ② その他現場環境改善として実施する項目の費用
- ③ 現場環境改善の実施に伴う土地等の借上げに要する費用

3-2-2 現場管理費

工事の施工にあたって工事を管理し、または経営するために必要な経費で、その項目および内容は、次のとおりである。

1) 労務管理費

現場労務者に係る次の費用とする。

- ① 募集および解散に要する費用（赴任旅費、解散手当を含む）
- ② 慰安、娯楽および厚生に要する費用
- ③ 直接工事費および共通仮設費に含まれない作業用具、作業用被服の費用
- ④ 賃金以外の食事費、通勤費等に要する費用
- ⑤ 労災保険法等による給付以外に、災害時に事業主が負担する費用

2) 安全訓練等に要する費用

現場労務者の安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用

3) 租税公課

固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課（ただし、機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く）

4) 保険料

自動車保険（機械器具等損料に計上された保険料は除く）、工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険、その他の損害保険の保険料

5) 従業員給与手当

現場従業員の給料・諸手当（危険手当、通勤手当、火薬手当等）および賞与（ただし、本店および支店で経理される派遣会社役員等の報酬および運転者、世話役等で純工事費に含まれる現場従業員の給料などは除く）

6) 退職金

現場従業員に係る退職金および退職給与引当繰入金

7) 法定福利費

現場従業員および現場労務者に関する法定の労災保険料、雇用保険料、健康保険料および厚生年金保険料の法定の事業主負担額ならびに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額

8) 福利厚生費

現場従業員に係る慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生、文化活動等に要する費用

9) 事務用品費

事務用消耗品費、新聞、参考図書等の購入費

10) 通信交通費

通信費、交通費および旅費

11) 交際費

現場への来客等の応対に要する費用

12) 補償費

工事の施工に伴い通常発生する物件等の毀損補償費および騒音、振動、濁水、交通騒音等による事業損失に係る補償費（ただし、臨時にして巨額なものは除く）

13) 外注経費

工事を専門工事業者等に外注する場合に必要となる経費

14) 工事登録に要する費用

工事実績の登録等に要する費用

15) 動力・用水光熱費

現場事務所、試験室、労働者宿舍、倉庫及び材料保管庫で使用する電力、用水、ガス等の費用（基本料金を含む。）

16) 公共事業労務費調査に要する費用

17) 雑 費

1) から 16) までに属さない諸費

3-3 一般管理費等

3-3-1 一般管理費

工事の施工にあたる企業の経理管理と活動に必要な本店および支店における経費で、その項目および内容は、次のとおりである。

1) 役員報酬

取締役および監査役に対する報酬

2) 従業員給与手当

本店および支店の従業員に対する給料、諸手当および賞与

3) 退職金

退職給与引当金繰入額ならびに退職給与引当金の対象とならない役員および従業員に対する退職金

4) 法定福利費

本店および支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料および厚生年金保険料の法定の事業主負担額

- 5) 福利厚生費
本店および支店の従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等、福利厚生等、文化活動に要する費用
- 6) 修繕維持費
建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
- 7) 事務用品費
事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費
- 8) 通信交通費
通信費、交通費および旅費
- 9) 動力・用水・光熱費
電力、水道、ガス、薪炭等の費用
- 10) 調査研究費
技術研究、開発等の費用
- 11) 広告宣伝費
広告、公告、宣伝に要する費用
- 12) 交際費
本店および支店等への来客等の応対に要する費用
- 13) 寄付金
- 14) 地代家賃
事務所、寮、社宅等の借地借家料
- 15) 減価償却費
建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額
- 16) 試験研究費償却
新製品または新技術の研究のために特別に支出した費用の償却額
- 17) 開発費償却
新技術または新経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
- 18) 租税公課
不動産取得税、固定資産税等の租税および道路占用料、その他の公課
- 19) 保険料
火災保険およびその他の損害保険料
- 20) 契約保証費
契約の保証に必要な費用
- 21) 雑費
電算等経費、社内打合せ等の費用、学会および協会活動等諸団体会費等の費用

3-3-2 付加利益

工事の施工にあたる企業が継続して経営するのに必要な費用で、その項目は、次のとおりである。

- 1) 法人税、都道府県民税、市町村民税等
- 2) 株主配当金
- 3) 役員賞与金
- 4) 内部留保金
- 5) 支払利息および割引料、支払保証料その他の営業外費用

3-4 消費税相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税相当分を積算する。

4 合併積算等

設計業務、測量・調査業務、土質調査、磁気探査のほか、船舶および機械製造修理工事ならびに営繕工事との合併積算は、各々定められた積算基準に基づき別途に積算し、合算するものとする。

5 変更設計

土木工事編「県版」第Ⅰ編 第4章 設計積算上の注意 ②設計変更の取り扱いによる。

6 随意契約方式等により発注する場合の率の調整について

土木工事編「県版」第Ⅰ編 第5章 随意契約方式により工事を発注する場合等の共通仮設費、現場管理費、及び一般管理費等の調整について ①の取扱いによる。

7 用語の定義

1) 能力係数

一般的な施工条件において実施されるべき標準施工量に対する実施工量の割合をいう。

$$\text{能力係数（E）} = \frac{\text{実施工量}}{\text{標準施工量}}$$

2) 純工事費

純工事費とは、直接工事費と共通仮設費の合計をいう。

3) 諸経費

諸経費とは、現場管理費と一般管理費等の合計をいう。

第2章 工事費の積算

1節 直接工事費

1 総 則

本節は、港湾・漁港および海岸工事の積算に関する事項のうち、直接工事費の積算に関する一般事項、および「第3章 直接工事費の施工歩掛」の各節に示す工種を始め港湾・漁港および海岸工事の工種全般に共通する事項を示す。

なお、「国版」の各節に掲載されている付属資料、参考資料、補足資料の位置づけは以下のとおりである。

付属資料：「国版」本編に掲載されている施工歩掛の根拠資料、解説資料、および歩掛表・早見表

参考資料：「国版」本編に掲載されていないものを暫定的に定めた施工歩掛等である。なお、これにより積算する場合は、施工条件を十分勘案しなければならない。

補足資料：「国版」本編に掲載されていない各種項目を暫定的に定めた補足資料である。

2 一般事項

2-1 労務費

土木工事編「県版」第Ⅰ編 第2章 工事費の積算 ①直接工事費の3. 労務費による。

2-2 材料費

2-2-1 材料単価

土木工事編「県版」第Ⅰ編 第2章 工事費の積算 ①直接工事費の1. 材料費による。

2-2-2 支給材料

支給材料の価格は購入価格とし、間接工事費の率対象額としてのみ計上する。ただし、別途製作した材料（ケーソン、ブロック等）および発生材料は、無価計上とする。

なお、支給材料の撤去、据付および運搬等の経費は直接工事費に計上する。

2-2-3 雑材料

代価表に雑材料の計上割合が示されていない場合は、原則として代価表総額の0.5%とする。

なお、市場単価は、雑材料の対象としない。

2-3 直接経費

2-3-1 特許使用料等

1) 特許使用料

使用する技術・工法について特許法に基づく設定登録がされている場合は、所定の特許料（派出技術者等の費用を含む）を計上する。

(1) 適用対象

特許使用料は、特許権等に係る施工法・試験法・製造法ならびに特許権、実用新案権および意匠権等を用いて施工・製作させた装置等、工業所有権に係るもの全てを対象にした特許工法等とし、特許法に基づく手続きのうち、設定登録が完了している場合および出願を完了し、かつ設定登録が完了していない手続き期間において、当該工法等を使用する積算に適用する。

(2) 積算方法

工事を施工するのに直接必要とする経費とし、その算定は契約に基づき使用する工法等の使用料および派出する技術者等に要する費用の合計額とする。

① 工法使用料等の算出

共有特許工法等を使用する場合は、実施契約に基づく民間企業等有する特許権の持ち分に対応した特許使用料を計上し、民間特許工法等を使用する場合は、当該特許に係る特許使用料を計上する。

なお、特許権、実用新案権および意匠権等を用いて施工・製作させた装置等については、特許使用料が含まれている場合があるので留意されたい。

2-3-2 水道・光熱・電力料

水道・光熱・電力料は、当該地区の水道局・電力会社の供給規定に基づく使用料を計上する。

2-3-3 船舶・機械器具等損料

1) 損 料

船舶・機械器具等損料は、港湾局長・航空局長通達の「船舶および機械器具等の損料算定基準」によるものとする。

ただし、以下に示す機械については、損料にかわり、賃料を計上することを原則とする。

- ・トラッククレーン
- ・発動発電機
- ・空気圧縮機

2) 運転時間および就業時間

船舶・機械の1日当り運転時間および就業時間は、代価表適要欄に表示する。

例ー① 運 6H/就 8H…………… 運転 6 時間、就業 8 時間を表す。

② 運：作業能力/就 8H…………… 就業 8 時間に対する運転時間を作業能力により決定することを表す。

③ 就業 8H…………… 運転 1 日、就業 8 時間を表す。

④ 標準運転時間…………… 「船舶および機械器具等の損料算定基準」等より求まる運転時間を表す。

ただし、賃料を計上する場合のクレーン類の標準運転時間は、7 時間とする。

2-3-4 提供船舶・機械等経費

提供船舶・機械等経費は、現場修理費および格納保管費を計上する。

2-3-5 燃料消費量等

船舶、機械の主燃料および電力消費量は、下式により求める。

$$〔運転1日当り燃料（電力）消費量〕 = 〔運転1時間当り燃料（電力）消費量〕 \times 〔運転時間〕$$

（小数1位四捨五入）

$$〔運転1時間当り燃料（電力）消費量〕 = 〔燃料（電力）消費率（雑品含む）〕 \times 〔機関出力〕$$

（作業船は小数2位四捨五入）
（陸上機械は有効数字3位四捨五入）

2-4 市場単価

市場単価の適用工種、積算方法等については、「[国版：第4章 市場単価等](#)」によるものとする。

2-5 供用日数の算定

2-5-1 船舶の供用日数

1) 算定式

船舶および船員の供用日数は、下式により算定する。

船舶の供用日数＝作業船の運転日数× α

船員の供用日数＝作業船の運転日数× β

α ：船舶供用係数

β ：船員供用係数

当該施工海域での供用日数を求めるための運転日数に対する補正係数である。なお、

α 、 β は、当該施工海域の気象・海象条件等を考慮し、設定する。

船舶および船員の供用日数は、下表のとおりとする。

項 目	船 舶	船 員
供 用 日 数	・ 作業船の運転日数 ・ 船員の休日 ・ 荒天日 ・ 安全教育等	・ 作業船の運転日数 ・ 船員の有給休日 ・ 荒天日 ・ 安全教育等

2) 異なった海域において連携作業を行う場合の供用日数

異なった海域（気象・海象条件）において連携作業を行う場合の供用日数は、気象・海象条件の厳しい海域の供用日数を採用する。

2-5-2 機械の供用日数

$$\text{機械の供用日数} = \text{運転日数} \times \frac{\text{年間標準供用日数}}{\text{年間標準運転日数}} \quad (\text{小数3位四捨五入})$$

ただし、年間標準供用日数・年間標準運転日数は、「船舶および機械器具等の損料算定基準」による。

2-5-3 仮設材等供用日数

仮設材等の供用日数＝基本日数×M＋搬入・搬出日数

M：陸上施工の場合：1.65

海上施工の場合： α （船舶供用係数、「2-5-1 船舶の供用日数」参照）

ただし、基本日数は、各施工歩掛によるものとする。

2-6 拘束費

2-6-1 拘束費計上の対象

工事の施工に際し、作業の種類や現場条件に応じて拘束が発生する場合は、拘束費を計上する。

ここでいう拘束とは、作業船舶・機械の主目的作業の前後および途中で副次的に発生する付帯作業、または発注者・請負者双方の責によらず発生する待機状態をいい、主目的の施工歩掛の代価表の供用日数（「2-5-1 船舶の供用日数」参照）や、回航・えい航中の供用日数に含まれない状態をいう。

1) 付帯作業による拘束費

以下の主作業船とそれに付属する作業船については、拘束費を計上する。なお、詳細については、「国版：第3章 直接工事費の施工歩掛」による。

- ・ポンプ浚渫船 ・グラブ浚渫船 ・バックホウ浚渫船
- ・バージアンローダ船 ・サンドコンパクション船
- ・コンクリートミキサー船 ・杭打船 ・深層混合処理船
- ・その他、上記に準ずる作業船

2) 現場条件による拘束

発注者・請負者双方の責によらず作業船の待機状態が発生する場合は、現場条件に応じて必要な拘束費を計上する。拘束費計上の対象となる現場条件の例を以下に示す。

- ① 施工現場への出入り時期の制限に伴う拘束
- ② 潮位変化に伴う拘束
- ③ 継続施工ができない場合に発生する拘束
- ④ その他、上記に準ずる場合

2-6-2 拘束費の計上方法

1) 計上費目

拘束費は、直接工事費に計上する。

2) 対象日数

「国版：第3章 直接工事費の施工歩掛」に定めのある場合は、その日数を拘束費計上の対象日数とする。

「2-6-1 拘束費計上の対象、2) 現場条件による拘束」の場合、拘束費計上対象日数は現場条件に応じて適正に定めるものとする。この場合の対象日数は、原則として日単位とする。

3) 対象経費

「国版：第3章 直接工事費の施工歩掛」に定めのある場合は、その経費を拘束費計上の対象とする。

定めのない場合の拘束費の計上対象経費は、原則として対象となる作業船の供用損料、および作業船に係る労務費とする。

2-7 工期の設定

工期の設定に当っては、以下の日数を考慮し、適切に定めるものとする。

- ① 運転日
- ② 日曜・祝祭日、土曜日、夏季休暇、年末・年始休暇
- ③ 荒天日
- ④ 作業船の回航・えい航・艀装
- ⑤ 工程上の待ち
- ⑥ 現場整備
- ⑦ 材料手配（需給が逼迫している資材を使用する工事については余裕工期）
- ⑧ 関係官公庁への諸手続き、第三者への工事説明
- ⑨ 工事用地等の確保に要する期間
- ⑩ 準備・跡片付け

2-8 直接工事費の積算

2-8-1 単価表

船舶・機械の運転および休止1日当りの経費をまとめたもので、以下の費目からなる。

- ・主燃料（運転時の雑品を含む）
- ・労務費
- ・船舶・機械損料（または賃料）

2-8-2 代価表

1) 代価表の種類

代価表の種類と内容は、以下のとおりである。

- ・1日当り代価表：原則として主たる作業船1隻または主たる作業機械1台が1日運転した場合の作業船・機械、労務、材料等の構成を示した代価表
- ・数量代価表：当該数量を施工するために要する機械、労務、材料の構成を示した代価表

2) 代価表の作成

項 目	数 位	摘 要
数 量	各工種に明記する。ただし、記載がない場合は、小数2位止めとする。	四捨五入
材 料 単 価	銭止め	切り捨て
運 転 ・ 供 用 単 価	円止め	
損 料	銭止め	
代 価 金 額	円止め	
代 価 総 額	円止め	
代 価 単 価	円止め	四捨五入
代 価 数 量 (能 力 値)	各工種に明記する。ただし、記載がない場合は1位止めとする。	
施工パッケージ単価	有効数字4桁	5桁目以降切り上げ

2-8-3 総括表

1) 単 価

総括表の単価には、代価単価及び施工パッケージ単価を用いる。

$$\text{代価単価} = \frac{\text{代価総額}}{\text{代価数量（能力値）}} \quad (1\text{位止め、切り捨て})$$

施工パッケージ単価（有効数字4桁、5桁目以降切り上げ）

2) 数 量

施工数量は、1位止めを原則とする。（四捨五入）

3 共通事項

3-1 工事区分

3-1-1 水中と陸上の工事区分

港湾・漁港および海岸工事の積算における水中と陸上の工事区分は、平均干潮面（M. L. W. L.）を境界とする。

ただし、平均干潮面（M. L. W. L.）が設定されていないところは、平均水面（M. S. L.）と朔望平均干潮面（L. W. L.）との 1/2を境界とする。県内全域 +0.5mとする。

潮 位 種 別	項 目	水 中 と 陸 上 の 工 事 区 分	潮 待 ち 区 分
朔望平均満潮面（H. W. L.）			
平均水面（M. S. L.）		陸 上 部 分	陸上潮待ち
平均干潮面（M. L. W. L.）			
朔望平均干潮面（L. W. L.）		水 中 部 分	水中潮待ち

なお、下記の場合は、例外として平均水面（M. S. L.）を境界として区分する。

- ・陸上現場溶接・切断と水中溶接・切断の別

3-1-2 海上・陸上施工の区分

陸上施工とは、主として陸上背後（既設構造物を含む）を陸上クレーン等の作業ヤードとして利用できる場合とする。

海上施工とは、上記以外の場合で、主として作業船で施工する場合とする。

ただし、海上・陸上の両方を有する工種については、その主たる区分を適用するものとする。
なお、主たる施工区分の選択は、1スパンあるいは1ブロックごととし、投影面積の多い施工区分を採用する。

3-2 制約条件

3-2-1 勤務時間の変更による施工能力等の補正

現場条件等により昼間（1日当り8時間）の勤務時間を変更して行う工事については、能力等の補正を行うことができる。

3-2-2 時間的制約を受ける工事の積算

1) 作業船の一時退避に伴う運転時間の補正

港長または水先案内人と施工計画について協議し、大型出入船舶の航行に支障があるために航行船舶に支障のない区域に作業船を一時退避する必要がある場合には、運転時間を補正しなければならない。

2) 時間的制約を受ける工事の積算

昼間の就業時間（1日当り8時間）内に標準的な運転時間（たとえば、6時間）を確保できない工事の積算においては、現場条件に応じて、1日当り運転時間、1日当り施工量等を補正しなければならない。

例) 海上工事：潮間工事

隣接する岸壁への離接岸船舶による制約等

陸上工事：一般交通への影響、通勤・通学時間帯の確保

周辺地域の生活、各種の営業活動の確保等

(1) 1日当り代価表の補正

- ① 作業船、機械の1日当り運転時間を現場条件に応じて補正する。
- ② 補正した1日当り運転時間に応じて1日当り施工量を修正する。

(2) 数量代価表の補正（通常陸上機械の場合）

- ① 機械の1日当り運転時間を現場条件に応じて補正する。
- ② 補正した1日当り運転時間と標準運転時間の関係で代価数量を修正する。

$$\text{代価数量（修正）} = \text{代価数量（通常）} \times \frac{\text{補正後の1日当り運転時間}}{\text{標準運転時間}}$$

(3) 数量代価表の補正（トラッククレーンによる場合）

- ① トラッククレーンの1日当り運転時間に制約時間を加算する。
- ② 制約を受ける1日当り運転時間と標準運転時間の関係で代価数量を修正する。

$$\text{代価数量（修正）} = \text{代価数量（通常）} \times \frac{\text{制約後の1日当り運転時間}}{\text{標準運転時間}}$$

(4) 人力のみによる代価表の補正

就業時間（8時間）から制約時間を減じた時間と、8時間との関係で代価数量を補正する。

$$\text{代価数量（修正）} = \text{代価数量（通常）} \times \frac{\text{8時間} - \text{制約時間}}{\text{8時間}}$$

3-2-3 作業船の荒天退避に伴う費用の積算

台風、低気圧等の来襲に備えて、大型作業船を荒天退避させるための費用は、現場条件に応じて計上する。荒天退避に要する費用は、当該作業船を現場から避泊係留場所までえい航するための引船の費用、および避泊係留中の安全監視等に要する費用とする。

なお、作業船の荒天退避に伴う費用は、実績に応じて精算変更することを原則とする。

3-2-4 別件工事による制約

別件工事により、施工に何らかの制約が生じる場合は、その制約条件を考慮して積算を行うものとする。

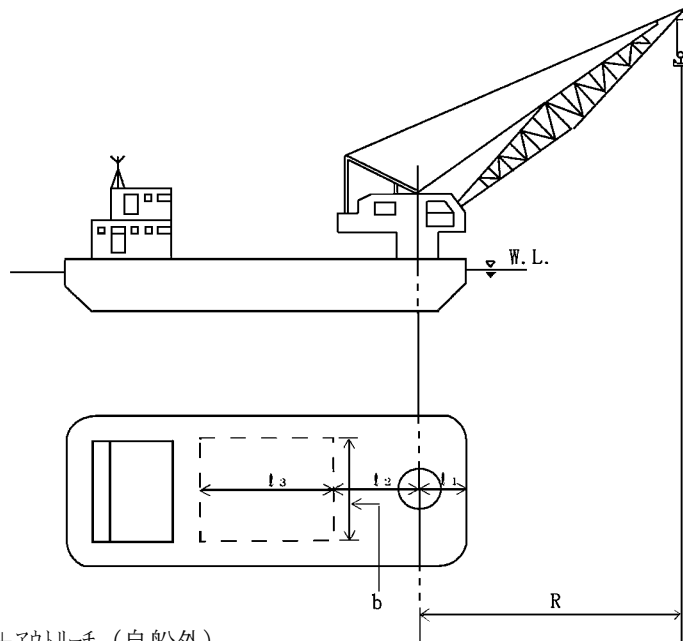
3-3 作業能力等

3-3-1 起重機船、クレーン等の規格と性能

1) 旋回起重機船

(1) 標準船形および積載質量

積載長（ ℓ_3 ）は最大積載長を示す。なお、積載質量は吊荷重と作業半径（ R ）および積載段数から決定する。



作業半径（ R ）＝ ℓ_1 ＋アウトリチ（自船外）

作業半径（ R ）＝ ℓ_2 ＋アウトリチ（自船内）

① 起重機船（非航旋回）

規 格	クレーン中心～船首の 水平距離 (ℓ_1)	積載可能最小 作業半径 (ℓ_2)	積 載 長 (ℓ_3)	積 載 幅 (b)	積 載 質 量 (W)
鋼 D30t吊	5.5m	7.0m	13.5m	12.0m	450t
〃 40 〃	5.5 〃	7.0 〃	14.0 〃	12.5 〃	500 〃
〃 50 〃	6.0 〃	7.5 〃	14.5 〃	13.0 〃	550 〃
〃 70 〃	6.0 〃	7.5 〃	15.5 〃	13.5 〃	650 〃
〃 100 〃	6.5 〃	8.0 〃	17.0 〃	14.5 〃	1,000 〃
〃 120 〃	6.5 〃	8.0 〃	18.0 〃	15.5 〃	1,000 〃
〃 150 〃	7.0 〃	8.5 〃	19.5 〃	16.0 〃	1,000 〃
〃 200 〃	7.5 〃	9.5 〃	22.0 〃	17.5 〃	1,400 〃
〃 250 〃	7.5 〃	9.5 〃	24.0 〃	20.0 〃	1,600 〃
〃 300 〃	7.5 〃	9.5 〃	25.5 〃	20.5 〃	2,100 〃

② 起重機船（自航旋回）

規 格	クレーン中心～船首の 水平距離 (ℓ_1)	積載可能最小 作業半径 (ℓ_2)	積 載 長 (ℓ_3)	積 載 幅 (b)	積 載 質 量 (W)
鋼 D50t吊	6.0m	6.5m	14.0m	11.0m	400t
〃 70 〃	6.5 〃	7.0 〃	15.0 〃	12.0 〃	500 〃
〃 100 〃	7.0 〃	7.5 〃	16.5 〃	13.5 〃	600 〃
〃 120 〃	7.5 〃	8.0 〃	18.0 〃	14.0 〃	700 〃
〃 150 〃	8.0 〃	8.5 〃	19.5 〃	15.0 〃	800 〃
〃 200 〃	8.5 〃	9.5 〃	22.5 〃	17.0 〃	1,000 〃

(2) 実吊荷重

起重機船（非航旋回）：作業半径と実吊荷重（t）

作業半径 (m)	起重機船規格(t吊)									
	30t	40t	50t	70t	100t	120t	150t	200t	250t	300t
5	29.6									
6	24.0	36.1	49.3	68.7	97.9					
7	19.6	29.8	38.5	67.7	97.9	117.4				
8	16.6	23.9	31.3	57.2	85.9	117.4	146.9			
9	13.9	20.1	26.6	48.7	75.4	103.5	146.9	196.6	243.6	
10	12.0	17.2	23.1	42.1	65.8	90.3	143.4	190.5	235.0	277.0
12	9.5	13.2	18.1	33.4	52.7	71.7	117.3	155.7	185.3	217.7
14	7.8	10.8	14.8	27.1	43.4	58.6	99.0	131.3	151.3	177.2
16	6.6	9.0	12.2	22.7	36.4	49.3	84.7	111.7	126.8	148.1
18	5.6	7.5	10.3	18.5	31.0	43.0	73.7	97.5	108.3	126.3
20	4.7	6.5	9.0	16.0	26.6	37.5	65.2	86.1	94.0	109.4
22			7.8	13.8	23.4	32.3	57.7	76.7	82.6	95.9
24				12.0	20.4	28.4	51.4	68.5	73.3	85.0
26					17.9	25.7	46.0	61.5	65.6	75.9
28						21.7	41.2	55.7	59.2	68.4
30						20.0	38.1	51.0	53.7	61.9
32								46.5	49.0	56.4
34									44.9	51.6
36									41.3	47.4
38										43.7
40										40.5

起重機船（非航旋回）：アウトリーチと実吊荷重（t）

作業 区域	アウトリーチ (m)	起重機船規格（t吊）									
		30t	40t	50t	70t	100t	120t	150t	200t	250t	300t
自 船 外	0	26.5	36.1	49.3	68.7	97.9	120.0	150.0	200.0	243.6	292.4
	1	21.6	32.7	38.5	67.7	91.5	117.4	146.9	200.0	243.6	292.4
	2	18.0	26.7	31.3	57.2	80.3	110.0	146.9	193.4	243.6	292.4
	3	15.2	21.9	26.6	48.7	70.3	96.6	143.4	180.5	220.6	259.8
	4	12.9	18.6	23.1	42.1	62.0	85.0	129.2	163.3	195.9	230.3
	5	11.3	16.1	20.4	37.3	55.5	75.7	117.3	148.9	175.6	206.2
	6	10.0	14.1	18.1	33.4	50.1	68.0	107.4	136.7	158.7	186.1
	7	9.0	12.6	16.3	30.0	45.5	61.5	99.0	125.9	144.4	169.1
	8	8.2	11.4	14.8	27.1	41.5	56.0	91.4	116.1	132.2	154.6
	9	7.5	10.3	13.4	24.7	38.0	51.4	84.7	107.8	121.7	142.1
	10	6.9	9.4	12.2	22.7	35.0	47.6	78.9	100.7	112.5	131.2
	12	5.8	7.8	10.3	18.5	29.8	41.5	69.2	88.7	97.3	113.2
	14	4.9	6.7	9.0	16.0	25.7	36.1	61.3	78.9	85.2	99.0
	16			7.8	13.8	22.6	31.2	54.4	70.4	75.4	87.5
	18				12.0	19.7	27.6	48.6	63.1	67.4	78.0
	20						24.6	43.5	57.0	60.7	70.1
	22						21.2	39.6	52.1	55.0	63.4
	24								47.6	50.1	57.7
	26									45.8	52.7
	28									42.1	48.4
	30										44.6
	32										41.2
自 船 内	0	19.6	29.8	34.7	62.1	85.9	117.4	146.9	193.4	243.6	292.4
	1	16.6	23.9	28.8	52.7	75.4	103.5	145.0	180.5	220.6	259.8
	2	13.9	20.1	24.8	45.2	65.8	90.3	135.9	163.8	195.9	230.3
	3	12.0	17.2	21.7	39.6	58.6	80.1	123.0	148.9	175.6	206.2
	4	10.6	15.0	19.2	35.2	52.7	71.7	112.2	136.7	158.7	186.1
	5	9.5	13.2	17.2	31.6	47.7	64.6	103.0	125.9	144.4	169.1
	6	8.6	11.9	15.5	28.5	43.4	58.6	95.0	116.1	132.2	154.6
	7	7.8	10.8	14.1	25.9	39.7	53.6	87.9	107.8	121.7	142.1
	8	7.2	9.8	12.8	23.7	36.4	49.3	81.7	100.7	112.5	131.2
	9	6.6	9.0	11.7	21.6	33.6	46.0	76.2	94.4	104.4	121.7
	10	6.1	8.2	10.8	19.5	31.0	43.0	71.4	88.7	97.3	113.2
	12	5.3	7.0	9.3	16.5	26.6	37.5	63.2	80.1	85.2	99.0
	14			8.1	14.3	23.4	32.3	56.0	70.4	75.4	87.5
	16					20.4	28.4	50.0	63.1	67.4	78.0
	18					17.9	25.7	44.7	57.0	60.7	70.1
	20						21.7	40.4	52.1	55.0	63.4
	22								47.6	50.1	57.7
	24									45.8	52.7
	26										48.4

(注) 1. 自船外とは、船首より外側の作業区域をいう。

2. 自船内とは、積算可能最小作業半径より外側の作業区域をいう。

起重機船（自航旋回）：作業半径と実吊荷重（t）

作業半径 (m)	起重機船規格(t吊)					
	50t	70t	100t	120t	150t	200t
6	49.3	68.7	97.9			
7	38.5	67.7	97.9	117.4		
8	31.3	57.2	85.9	117.4	146.9	
9	26.6	48.7	75.4	103.5	146.9	196.6
10	23.1	42.1	65.8	90.3	143.4	190.5
12	18.1	33.4	52.7	71.7	117.3	155.7
14	14.8	27.1	43.4	58.6	99.0	131.3
16	12.2	22.7	36.4	49.3	84.7	111.7
18	10.3	18.5	31.0	43.0	73.7	97.5
20	9.0	16.0	26.6	37.5	65.2	86.1
22	7.8	13.8	23.4	32.3	57.7	76.7
24		12.0	20.4	28.4	51.4	68.5
26			17.9	25.7	46.0	61.5
28				21.7	41.2	55.7
30				20.0	38.1	51.0
32						46.5

起重機船（自航旋回）：アウトリーチと実吊荷重（t）

作業 区域	アウトリーチ (m)	起重機船規格(t吊)					
		50t	70t	100t	120t	150t	200t
自 船 外	0	49.3	68.1	97.9	117.4	146.9	200.0
	1	38.5	62.1	85.9	110.0	146.9	193.4
	2	31.3	52.7	75.4	96.6	143.4	180.5
	3	26.6	45.2	65.8	85.0	129.2	163.3
	4	23.1	39.6	58.6	75.7	117.3	148.9
	5	20.4	35.2	52.7	68.0	107.4	136.7
	6	18.1	31.6	47.7	61.5	99.0	125.9
	7	16.3	28.5	43.4	56.0	91.4	116.1
	8	14.8	25.9	39.7	51.4	84.7	107.8
	9	13.4	23.7	36.4	47.6	78.9	100.7
	10	12.2	21.6	33.6	44.4	73.7	94.4
	12	10.3	17.8	28.7	38.7	65.2	83.6
	14	9.0	15.4	24.9	33.5	57.7	74.5
	16	7.8	13.3	21.8	29.3	51.4	66.6
	18			19.1	26.3	46.0	59.9
	20				22.6	41.2	54.4
	22				20.0	38.1	50.1
	24						
自 船 内	0	43.5	67.7	91.4	117.4	146.9	193.4
	1	34.7	57.2	80.6	103.5	145.0	180.5
	2	28.8	48.7	70.9	90.3	135.9	163.8
	3	24.8	42.1	62.0	80.1	123.0	148.9
	4	21.7	37.3	55.5	71.7	112.2	136.7
	5	19.2	33.4	50.1	64.6	103.0	125.9
	6	17.2	30.0	45.5	58.6	95.0	116.1
	7	15.5	27.1	41.5	53.6	87.9	107.8
	8	14.1	24.7	38.0	49.3	81.7	100.7
	9	12.8	22.7	35.0	46.0	76.2	94.4
	10	11.7	20.5	32.3	43.0	71.4	88.7
	12	10.0	17.2	27.6	37.5	63.2	78.9
	14	8.8	14.8	24.1	32.3	56.0	70.4
	16		12.8	21.1	28.4	50.0	63.1
	18			18.5	25.7	44.7	57.0
	20				21.7	40.4	52.1
	22						47.6
	24						

(注) 1. 自船外とは、船首より外側の作業区域をいう。

2. 自船内とは、積算可能最小作業半径より外側の作業区域をいう。

2) 固定起重機船

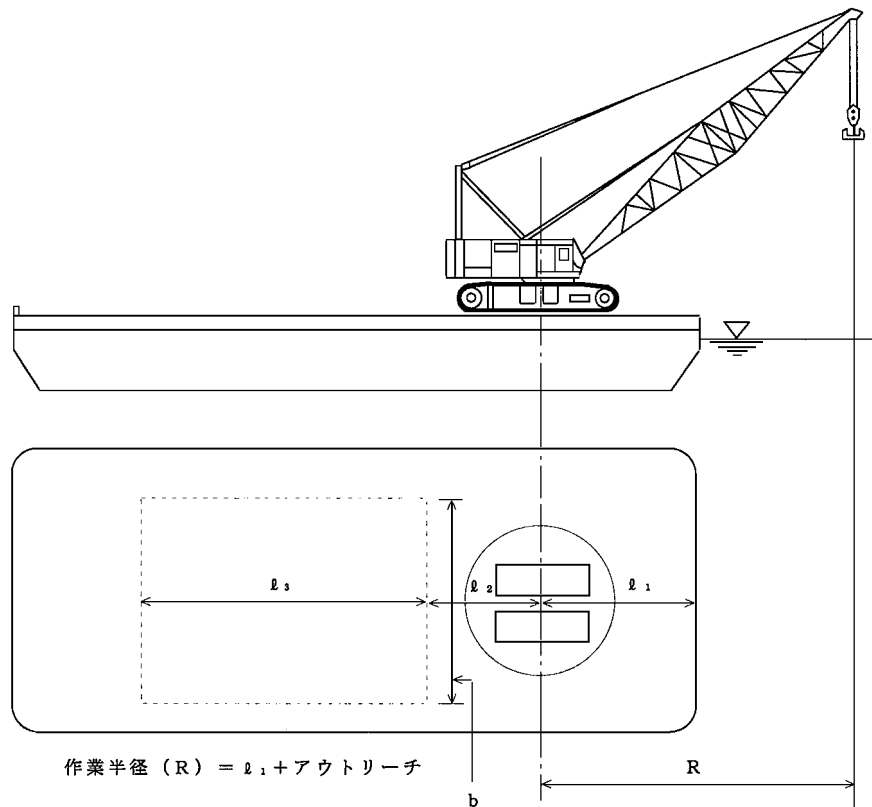
起重機船（非航固定）の吊上げ可能水平距離、揚程

起重機船規格	鋼D200t吊	鋼DE300t吊	適用
水平距離 (m)	20.0	24.0	
揚程 (m)	40.0	50.0	

3) クレーン付台船

(1) 標準船形および積載質量

積載長 (ℓ_3) は最大積載長を示す。なお、積載質量は吊荷重と作業半径 (R) および積載段数から決定する。



規格	クレーン中心～船首の 水平距離 (ℓ_1)	積載可能最小 作業半径 (ℓ_2)	積 載 長 (ℓ_3)	積 載 幅 (b)	積 載 質 量 (W)
35～40t吊	4.5m	5.5m	14.0m	9.0m	300t
45～50 "	5.0 "	6.0 "	15.0 "	11.0 "	500 "
80 "	5.5 "	6.5 "	16.0 "	13.0 "	700 "
100 "	6.0 "	7.0 "	18.0 "	14.0 "	1,000 "
150 "	6.0 "	7.0 "	18.0 "	14.0 "	1,000 "

(2) 実吊荷重

クレーン付台船：作業半径と実吊荷重 (t)

作業半径 (m)	クレーン規格 (t吊)				
	35～40	45～50	80	100	150
3					
4	28.0	35.9	62.6		
5	19.7	25.0	46.3	78.1	117.4
6	15.1	19.2	34.5	71.3	109.4
7	12.2	15.1	27.1	60.6	96.2
8	10.2	12.5	22.2	48.7	76.6
9	8.8	10.6	18.8	40.4	63.8
10	7.6	9.3	16.3	34.5	54.2
12	6.0	7.2	12.6	26.3	42.1
14	4.8	5.8	10.0	21.0	34.1
16	4.0	4.8	8.2	17.2	28.5
18	3.3	4.0	6.8	14.4	24.1
20	2.8	3.4	5.8	11.6	20.5
22	2.4	2.9	4.8	10.6	18.2
24	2.0	2.4	4.1	9.2	16.4
26	1.7	2.0	3.5	7.8	14.5
28	1.4	1.7	3.0	6.8	12.9
30	1.2	1.4	2.5	6.0	11.7
32	1.0	1.1	2.1	5.2	10.4
34			1.6	4.5	9.3

クレーン付台船：アウトリーチと実吊荷重（t）

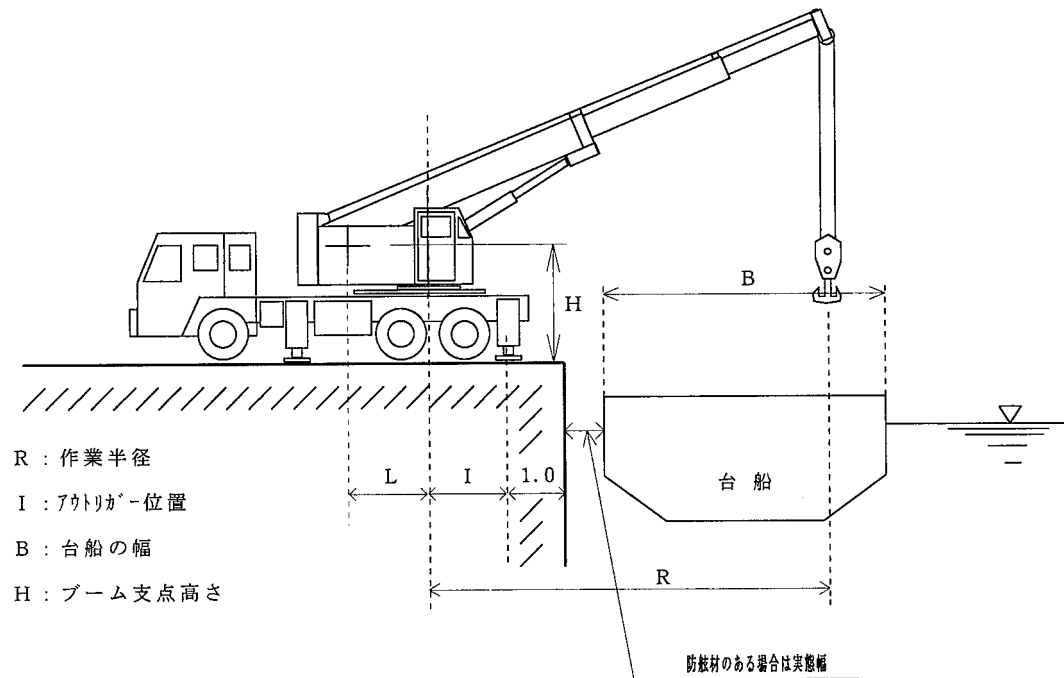
作業 区域	アウトリーチ (m)	クレーン規格 (t吊)				
		35～40	45～50	80	100	150
自 船 外	0	23.4	25.0	39.8	71.3	109.4
	1	17.2	19.2	30.5	60.6	96.2
	2	13.5	15.1	24.5	48.7	76.6
	3	11.1	12.5	20.4	40.4	63.8
	4	9.4	10.6	17.5	34.5	54.2
	5	8.1	9.3	15.2	30.0	47.6
	6	7.1	8.1	13.4	26.3	42.1
	7	6.3	7.2	11.9	23.4	37.8
	8	5.7	6.5	10.6	21.0	34.1
	9	5.1	5.8	9.5	19.0	31.1
	10	4.6	5.3	8.6	17.2	28.5
	12	3.8	4.4	7.2	14.4	24.1
	14	3.2	3.7	6.0	11.6	20.5
	16	2.7	3.1	5.1	10.6	18.2
	18	2.3	2.6	4.3	9.2	16.4
	20	2.0	2.2	3.6	7.8	14.5
	22	1.6	1.8	3.1	6.8	12.9
	24	1.4	1.5	2.6	6.0	11.7
	26	1.2	1.3	2.2	5.2	10.4
	28			1.8	4.5	9.3
自 船 内	0	17.2	19.2	30.5	60.6	96.2
	1	13.5	15.1	24.5	48.7	76.6
	2	11.1	12.5	20.4	40.4	63.8
	3	9.4	10.6	17.5	34.5	54.2
	4	8.1	9.3	15.2	30.0	47.6
	5	7.1	8.1	13.4	26.3	42.1
	6	6.3	7.2	11.9	23.4	37.8
	7	5.7	6.5	10.6	21.0	34.1
	8	5.1	5.8	9.5	19.0	31.1
	9	4.6	5.3	8.6	17.2	28.5
	10	4.2	4.8	7.8	15.8	26.1
	12	3.5	4.0	6.6	12.9	22.2
	14	3.0	3.4	5.5	11.1	19.3
	16	2.5	2.9	4.6	9.8	17.3
	18	2.1	2.4	4.0	8.5	15.4
	20	1.8	2.0	3.4	7.3	13.6
	22	1.5	1.7	2.9	6.4	12.3
	24	1.3	1.4	2.4	5.5	11.0
	26		1.1	2.0	4.8	9.8

(注) 1. 自船外とは、船首より外側の作業区域をいう。

2. 自船内とは、積載可能最小作業半径より外側の作業区域をいう。

4) トラッククレーン

(1) 作業形態と諸元



クレーン規格	アウトリガー位置 (I)	最大ブーム長さ	ブーム支点高さ (H)	ブーム支点より 旋回中心まで (L)
(油)100 t吊	2.8m	45.5m	2.0m	0m
〃 120 〃	2.8 〃	47.8 〃		
〃 160 〃	3.2 〃	50.0 〃		
〃 200 〃	3.3 〃	50.0 〃		
〃 360 〃	3.3 〃	40.4 〃	2.9 〃	

台船規格	幅 (B)
鋼 100t積	7.0m
〃 200 〃	10.0 〃
〃 300 〃	11.0 〃
〃 400 〃	12.0 〃
〃 500 〃	13.0 〃
〃 700 〃	15.0 〃
〃 1,000 〃	16.0 〃
〃 1,500 〃	17.0 〃
〃 2,000 〃	18.0 〃

(注) 1. フック位置は、構造物によって適宜判断し決定する。

2. ケーソン製作において作業範囲図より機種を決定するときは、(L)の値を加味して作業半径を求める。

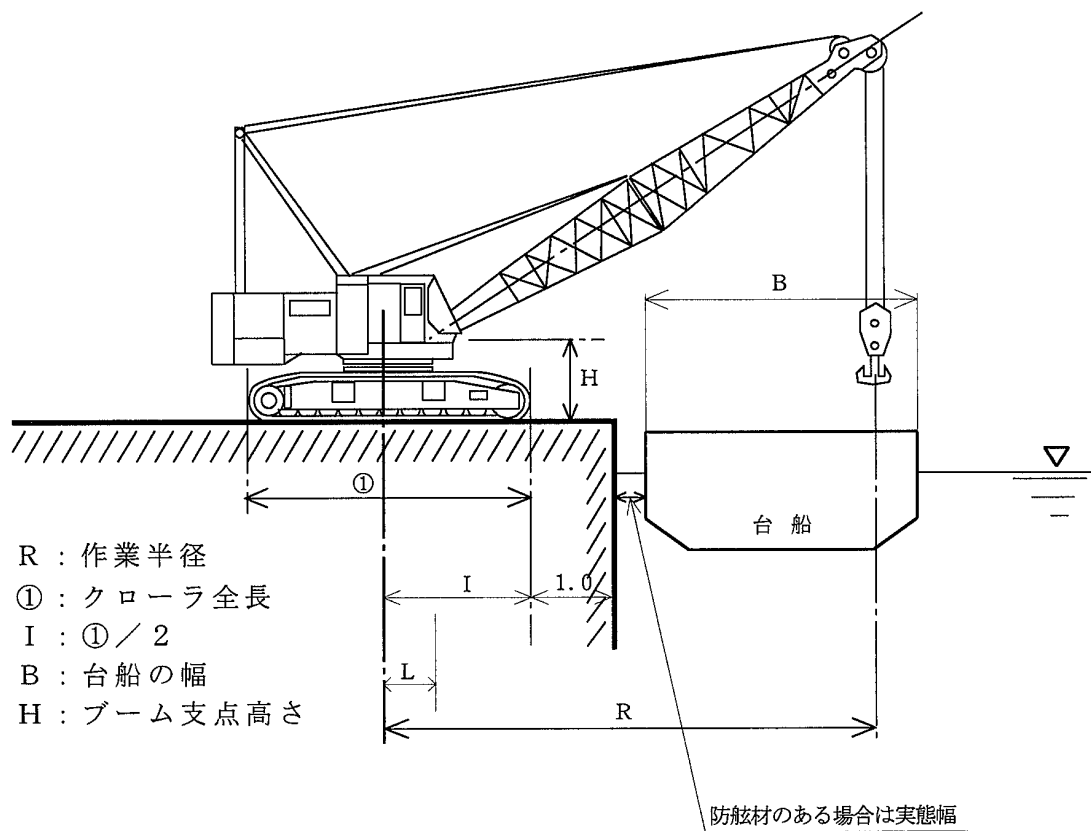
(2) 実吊荷重

トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型）：作業半径と実吊荷重（t）

作業半径 (m)	クレーン規格 (t吊)				
	100	120	160	200	360
3	91.2			197.2	352.3
4	69.0	75.5	133.3	163.2	261.4
5	54.4	63.1	113.2	141.5	197.2
6	44.6	53.2	97.0	124.7	160.2
7	37.5	45.2	84.5	111.4	139.3
8	32.1	39.0	74.9	98.6	120.3
9	27.7	32.6	66.3	88.7	105.7
10	24.2	28.6	61.1	78.6	95.2
12	18.1	22.0	48.6	61.8	74.5
14	13.5	16.3	40.2	50.6	61.1
16	10.2	12.8	31.5	41.3	50.2
18	8.2	10.7	27.4	35.1	41.0
20	7.0	9.4	21.1	31.0	33.9
22	6.1	7.7	18.6	27.4	28.4
24	5.1	6.3	16.6	24.0	24.1
26	4.5	5.7	14.4	20.7	20.5
28	3.9	5.1	12.4	18.5	16.9
30	3.4	4.3	10.7	16.6	14.5
32	2.7	3.5	9.7	14.8	12.4
34	2.0	2.7	8.7	13.1	10.6
36	1.5	2.1	7.6	11.7	9.1
38	1.0	1.5	6.4	10.2	
40	0.7	1.0	5.8	9.5	
42			5.1	8.8	
44			4.3	7.8	
46			3.5	6.5	

5) クローラクレーン（油圧駆動式）

(1) 作業形態と諸元



クレーン規格	I = ① / 2	最大ブーム 長さ	ブーム支点 高さ (H)	ブーム支点より 旋 回 中 心 ま で (L)
(油) 50 t吊	2.8m	51.8m	1.7m	1.0m
” 55 ”	2.8 ”	51.6 ”		
” 65 ”	2.9 ”	54.7 ”		
” 80 ”	3.1 ”	57.9 ”	2.1 ”	1.3 ”
” 100 ”	3.9 ”	73.0 ”	2.3 ”	1.4 ”
” 150 ”	4.4 ”	84.0 ”	2.4 ”	
” 200 ”	4.5 ”	63.5 ”		
” 350 ”	5.1 ”	72.0 ”	3.2 ”	1.6 ”
” 450 ”	5.6 ”	97.5 ”	4.0 ”	2.2 ”

台船規格	幅 (B)
鋼 100t積	7.0m
" 200 "	10.0 "
" 300 "	11.0 "
" 400 "	12.0 "
" 500 "	13.0 "
" 700 "	15.0 "
" 1,000 "	16.0 "
" 1,500 "	17.0 "
" 2,000 "	18.0 "

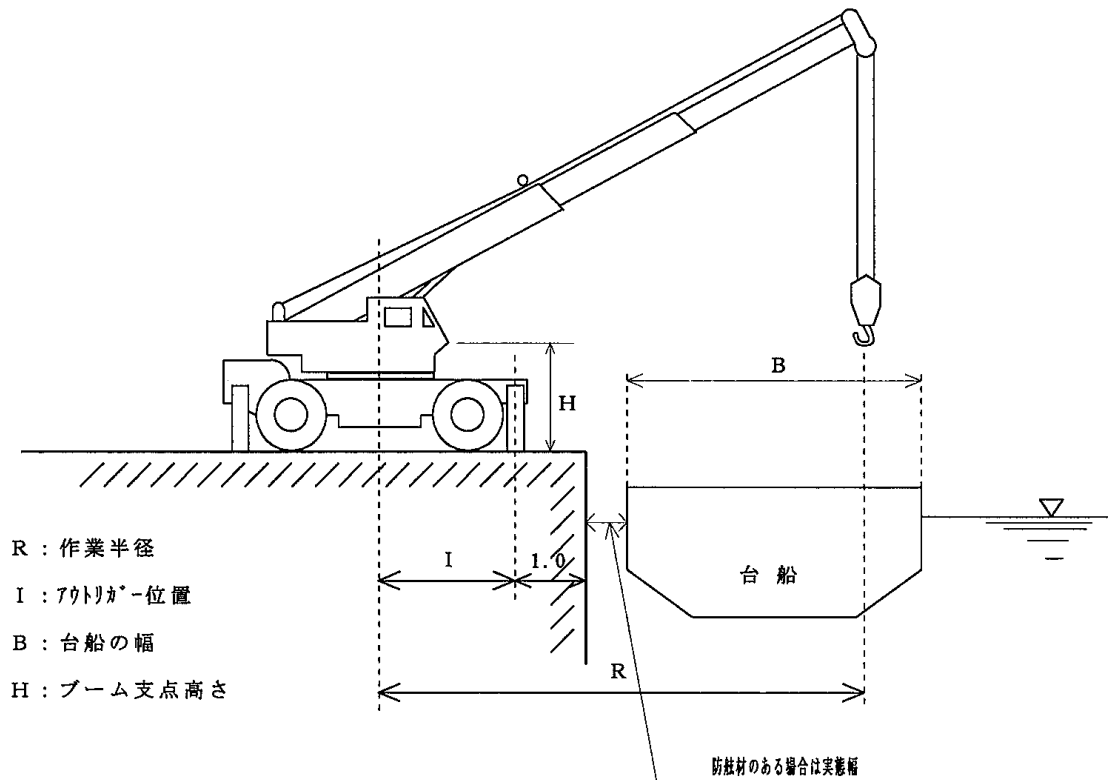
(2) 実吊荷重

クローラークレーン（油圧駆動式）：作業半径と実吊荷重（t）

作業半径 (m)	クレーン規格(t吊)								
	50	55	65	80	100	150	200	350	450
4	47.2	49.9		78.5					
5	33.1	35.3	51.1	59.2		147.3	183.7		
6	24.7	26.9	38.6	45.5	89.9	137.3	163.0	342.3	430.6
7	19.7	21.7	30.6	35.5	76.7	120.9	140.6	310.8	374.6
8	16.7	18.0	25.2	29.1	62.0	97.3	123.4	262.3	327.3
9	14.2	15.5	21.4	24.7	51.7	81.0	108.1	225.9	289.7
10	12.3	13.5	18.5	21.5	44.4	69.5	94.8	193.6	257.7
12	9.8	10.4	14.4	16.9	34.2	53.8	73.3	143.0	203.5
14	8.0	8.6	11.8	13.9	27.6	44.0	60.0	112.4	163.1
16	6.6	7.2	9.9	11.6	23.0	37.0	50.0	92.2	133.6
18	5.6	6.1	8.3	9.9	19.5	31.6	43.1	77.6	112.9
20	4.7	5.2	7.1	8.6	16.7	27.4	37.3	66.8	97.7
22	4.1	4.4	6.1	7.4	14.8	24.4	33.1	58.3	85.7
24	3.6	3.9	5.4	6.4	13.0	21.6	29.4	57.1	75.3
26	3.0	3.3	4.7	5.6	11.3	19.2	26.3	51.1	67.8
28	2.6	2.9	4.0	5.0	10.0	17.2	23.9	46.0	61.2
30	2.1	2.4	3.5	4.4	9.1	15.9	21.5	41.4	55.0
32	1.8	2.2	3.2	3.8	8.1	14.2	19.5	37.8	50.5
34	1.5	1.8	2.7	3.2	7.3	12.9	17.9	33.9	46.0
36			2.2	2.7	6.4	11.7	16.5	31.1	42.6
38			1.7	2.5	5.7	10.9	15.2	28.7	38.8
40			1.3	2.1	5.2	10.0	13.8	26.5	36.1
42			1.1		4.5	9.0	12.6	23.6	33.5
44					4.1	8.1	11.5	21.7	31.0
46					3.4	7.6	10.6	20.2	28.5
48					3.0	6.8	9.6	18.8	26.3
50					2.4	6.1	8.7	16.8	24.1
52					1.7	5.6	7.8	15.5	22.3
54						4.8	7.1	13.7	20.5
56						4.4	6.3	12.5	18.7
58						4.0		10.8	16.8
60						3.5		9.9	15.1
62						2.7		9.0	13.3
64								8.1	11.8
66									10.3

6) ラフテレーンクレーン

(1) 作業形態と諸元



クレーン規格	アウトリカ位置 (I)	最大ブーム長さ	ブーム支点高さ (H)
(油) 16 t吊	2.6m	24.1m	2.5m
" 20 "	3.1 "	30.5 "	
" 25 "	3.4 "	29.8 "	
" 35 "	3.6 "	29.2 "	
" 45 "	3.9 "	39.0 "	
" 50 "	4.0 "	30.7 "	
" 60 "	4.4 "	45.5 "	
" 70 "	4.9 "	43.5 "	2.7 "

台船規格	幅 (B)
鋼 100t積	7.0m
" 200 "	10.0 "
" 300 "	11.0 "
" 400 "	12.0 "
" 500 "	13.0 "
" 700 "	15.0 "
" 1,000 "	16.0 "
" 1,500 "	17.0 "
" 2,000 "	18.0 "

(2) 実吊荷重

ラフテレーンクレーン：作業半径と実吊荷重（t）

作業半径 (m)	クレーン規格 (t吊)							
	16	20	25	35	45	50	60	70
3	15.8	19.7	24.7	34.6	44.5	49.2	56.0	63.0
4	12.3	18.2	22.7	27.1	36.5	36.5	45.5	52.0
5	10.1	13.9	19.1	22.0	29.8	29.8	38.1	41.1
6	8.5	11.8	16.0	18.3	24.7	24.7	32.1	33.3
7	6.7	9.9	12.4	14.5	20.4	20.3	26.3	27.7
8	5.2	7.8	10.4	12.5	17.2	17.2	21.2	23.6
9	4.2	6.3	8.3	10.2	14.8	14.8	17.2	17.6
10	3.4	5.1	6.9	8.3	12.8	12.1	14.1	14.2
12	2.4	3.8	5.3	6.4	8.9	8.5	10.0	10.2
14	1.9	2.8	4.0	4.8	7.0	6.8	8.0	8.1
16	1.4	2.2	3.3	3.9	5.5	5.2	6.3	6.4
18	1.0	1.7	2.6	3.1	4.3	4.0	5.3	5.1
20	0.7	1.3	2.1	2.3	3.8	3.0	4.4	4.1
22		1.0	1.7	1.7	3.0	2.3	3.2	3.2
24		0.7	1.3	1.3	2.3	1.6	2.5	2.5
26		0.5	1.1	1.0	1.8	1.0	1.9	1.9
28		0.3			1.4		1.5	1.5
30					1.0		0.9	1.1
32					0.7		0.9	0.7
34					0.4		0.6	0.4

7) ガット船

ガット船規格とクレーンのリーチの関係は、下表のとおりとする。

ガット船規格	クレーンのリーチ	摘 要
グラブ容量 1.8m ³	10m	
〃 3.0〃	12〃	

(注) リーチは、舷側からの水平距離とする。

作業船と引船の標準組合せ

作 業 船		引 船 規 格
種 類	規 格	
起 重 機 船 (非航旋回)	鋼 D 30t吊	鋼 D 350 P S 型
	〃 40 〃	〃 450 〃
	〃 50 〃	〃 500 〃
	〃 70 〃	〃 550 〃
	〃 100 〃	〃 600 〃
	〃 120 〃	〃 700 〃
	〃 150 〃	〃 700 〃
	〃 200 〃	〃 800 〃
	〃 250 〃	〃 1,000 〃
	〃 300 〃	〃 1,500 〃
起 重 機 船 (非航固定)	鋼 D 200t吊	鋼 D 600 P S 型
	〃 D E 300 〃	〃 800 〃
クレーン付台船	35～40t吊	鋼 D 300 P S 型
	45～50 〃	〃 450 〃
	80 〃	〃 500 〃
	100 〃	〃 550 〃
	150 〃	〃 600 〃
台 船	鋼 100t積	鋼 D 200 〃
	〃 200 〃	〃 250 〃
	〃 300 〃	〃 300 〃
	〃 400 〃	〃 350 〃
	〃 500 〃	〃 450 〃
	〃 700 〃	〃 500 〃
	〃 1,000 〃	〃 550 〃

2 節 間接工事費

1 一般事項

1-1 工種区分と間接工事費率

1-1-1 工種区分

工種区分は、港湾・漁港工事（浚渫工事、構造物工事）、海岸工事（港湾・漁港に関わる海岸）の3区分とし、各区分の内容は、下表によるものとする。

表-1 工種区分とその内容

工種区分		工種区分の内容
港湾・漁港工事	浚渫工事	航路、泊地、船溜の浚渫工事、構造物の床掘工事ならびに土取工事およびこれらに類する工事。
	構造物工事	防波堤、防砂堤、導流堤、岸壁、栈橋、物揚場、係船杭、護岸の構築物に関する工事およびこれらに類する工事。 ただし、浚渫、臨港道路、橋梁、鉄道に関する工事およびこれらに類する工事を除く。
海岸工事 （港湾・漁港に関わる海岸）		堤防、突堤、離岸堤、護岸、樋門、水（閘）門、養浜等の構築物に関する工事およびこれらに類する工事。

1-1-2 複数工種区分の積算

2種類以上の区分を有する工事については、主たる工種区分の間接工事費率を適用するものとする。判断基準は、金額によるものとする。

1-2 支給・貸与における間接工事費の取扱い

支給・貸与する次の費用は、間接工事費（共通仮設費・現場管理費）の対象としない。

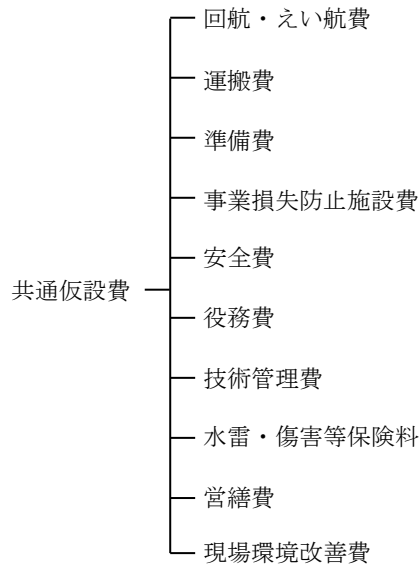
- 1) 水道・光熱・電力料
- 2) 船舶機械の評価額

2 共通仮設費

2-1 一般事項

2-1-1 共通仮設費の構成

共通仮設費の構成は、下記のとおりとする。



2-1-2 積算方法

共通仮設費の算定は、率計算による額と積上げ計算による額と加算して行うものとする。

1) 率計算による部分

(1) 率計算による額の算定

共通仮設費（率部分）は、工種区分にしたがって、「[表-① 共通仮設費率](#)」により求めた率に対象額を乗じて得た額の範囲内とする。

対象額は、直接工事費、支給材料費および事業損失防止施設費の合計額とする。

ただし、直接工事費のうち次に掲げる費用は、対象額に含めないものとする。

- ① 簡易組立式橋梁、P C桁、門扉、ポンプの購入費
- ② 上記①を支給する場合の支給材料費
- ③ 工事材料の工場製作に係る工事原価

また、直接工事費、事業損失防止施設費に含まれる資材等を支給する際の支給材料費は、対象額に含めるものとする。ただし、別途製作した材料（ケーソン、ブロック等）および発生材料は、無価計上とする。なお、処分費等（処分費・上下水道料金・有料道路利用料）の取扱いは、「[本節 3.現場管理費 現場管理費率の補正 「処分費等」の取扱い](#)」を参照する。

(2) 共通仮設費率の補正

① 施工地域、工事場所による補正

施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正は、「表－① 共通仮設費率」により求めた率に下表の補正値を加算するものとする。

表－2 施工地域等別の共通仮設費率補正表

施 工 区 域 ・ 工 事 箇 所 区 分		補正値 (%)
A 区 分		1.5
B 区 分		1.0
C 区分	工事場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.5
	工事場所が一般交通等の影響を受けない場合	—

A 区分：施工地域が重要港湾、人口集中地区及びこれに準ずる港湾。

重要港湾区域内にある漁港および施工地域が人口集中地区に係る漁港

B 区分：施工地域が人事院規則における特勤手当を支給するために指定した港湾、漁港およびこれに準ずる港湾、漁港

C 区分：施工地域が上記以外の港湾、漁港

C 区分における工事場所の区分は以下のとおりとする。

一般交通等の影響を受ける場合：

- ① 工事場所において、船舶交通・一般交通の影響を受ける場合
- ② 工事場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合
- ③ 工事場所において、50m 以内に人家等が連なっている場合

・ 重要港湾

衣浦、三河

・ 市街地（DID 地区）に係る港湾

常滑、河和

・ 市街地（DID 地区）に係る漁港

大野、鬼崎、河和、寺津、一色、知柄、形原、三谷

・ 重要港湾区域内にある漁港

大浜、蜷川、寺津、栄生、味沢、形原、三谷、御馬、姫島

・ 離島にある漁港

篠島、日間賀、佐久島

港 湾 の 区 分	
A区分	衣浦、三河、常滑、河和
B区分	該当なし
C区分	富具崎、内海、師崎、吉田、東幡豆、倉舞、馬草、泉、福江、伊良湖

漁 港 の 区 分	
A区分	大野、鬼崎、河和、大浜、蜷川、寺津、栄生、知柄、形原、三谷、御馬、姫島、味沢、一色
B区分	篠島、日間賀、佐久島
C区分	荻屋、小鈴谷、上野間、山海、豊浜、師崎、大井、豊丘、衣崎、宮崎、西幡豆、宇津江、伊川津、福江、赤羽根、高豊、二川

② 海上輸送に要する補正

現場労務者、現場従業員および作業船乗組員等が陸路で直接現場までの移動が困難な海上作業がある工事については、海上輸送費用として「表一①共通仮設費率」により求めた率に下表の補正係数を乗じるものとする。

なお、陸上作業と混在する場合の計上の有無の判断基準は海上作業の有無によるものとし、海上作業がある場合は、補正係数を乗じるものとする。

また、現場条件や施工内容により、別途計上できるものとする。

表一③ 工種区分別の共通仮設費率補正表

工 種 区 分		補正係数
港湾・漁港 工 事	浚 渫 工 事	1.28
	構 造 物 工 事	1.68

注) 海岸工事（港湾・漁港に関わる海岸）について、海上作業がある工事は、別途計上するものとする。

③ 共通仮設費率補正の計算

共通仮設費率＝共通仮設費率（K_r）× 海上輸送に要する補正係数 ＋ 施工地域、工事場
所による補正值（小数第3位四捨五入）

2) 積上げ計算による部分

(1) 積上げ計算による額の算定

現場条件等を的確に把握することにより、必要額を適正に積上げるものとする。

(2) 条件明示

安全対策上、重要な仮設物等については、設計図書に条件明示するものとする。

2-2 回航・えい航費

2-2-1 回航・えい航費の内容

回航・えい航費は、工事の施工に必要な船舶等を、入手可能であると推定される場所より原則として工事現場までの往復に要する費用とする。

ただし、次の場合は、往路のみ計上する。

- 1) 当該工事現場付近での使用の見込みがある場合
- 2) 当該工事現場を次期工事のための基地として利用する場合

2-2-2 積算方法

「国版：第5章 間接工事費の施工歩掛、回航・えい航費」を適用し、積上げ積算するものとする。

- 1) 航行距離が片道 25 哩以上（一平水区域内の回航を除く）の場合を回航とする。
- 2) 航行距離が片道 25 哩未満または一平水区域内において回航する場合をえい航とする。

2-3 運搬費

2-3-1 運搬費の内容

建設機械器具および器材等の搬入・搬出並びに現場内小運搬等に要する費用とする。

1) 建設機械器具等の搬入・搬出に要する費用

- (1) 質量 20t 以上の建設機械の貨物自動車等による運搬
- (2) 仮設材（鋼矢板、H 形鋼、覆工板、敷鉄板等）の運搬
- (3) 重建設機械の分解、組立および運搬に要する費用
- (4) 質量 20t 未満の建設機械の搬入、搬出および現場内小運搬
- (5) 器材等の搬入、搬出および現場内小運搬

ただし、支給品および現場発生品については、積上げ積算し、直接工事費に計上するものとする。

- (6) 建設機械の自走による運搬
- (7) 建設機械等の日々回送に要する費用
- (8) 質量 20t 以上の建設機械の現場内小運搬

2) 工場製作品の運搬（直接工事費に計上）

- 3) 1) ～2) に掲げるもののほか、工事施工上必要な建設機械器具の運搬等に要する費用

2-3-2 運搬距離

土木工事編「県版」第Ⅰ編 第2章 工事費の積算 ②間接工事費の2-2 運搬費の表 2. 2 建設機械の所在地から工事現場までの最短距離とし、原則として往復の運搬費用を計上する。

2-3-3 積算方法

1) 率積算

共通仮設費率に含まれる項目は、下記のとおりとする。

- (1) 質量 20t 未満の建設機械の搬入、搬出および現場内小運搬
- (2) 器材等（型枠材、支保材、足場材、敷鉄板（敷鉄板の設置撤去費用を積上げた分は除く）等）の搬入、搬出および現場内小運搬

- (3) 建設機械の自走による運搬（トラッククレーン油圧伸縮ジブ型 80t 吊以上は、積上げるものとする。）
- (4) 建設機械等の日々回送（分解・組立・運搬）に要する費用
- (5) 質量 20t 以上の建設機械の現場内小運搬
ただし、特殊な現場条件等により分解・組立を必要とする場合は別途加算できるものとする。
- (6) トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型 20～50t 吊）・ラフテレーンクレーン（油圧伸縮ジブ型 20～70t 吊）の分解、組立および運搬に要する費用

2) 積上げ積算

「国版：第5章 間接工事費の施工歩掛、2節 運搬費」を適用する。また、積上げ積算の対象項目は、下記のとおりとする。

- (1) 質量 20t 以上の建設機械の貨物自動車等による運搬
ただし、建設機械の日々の回送の場合は、共通仮設費率に含む。
- (2) 仮設材（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等）の運搬
ただし、敷鉄板については設置撤去費用を積上げた分を対象とする。
- (3) 重建設機械の分解、組立および運搬に要する費用
ただし、トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型 20～50t 吊）・ラフテレーンクレーン（油圧伸縮ジブ型 20～70t 吊）は除く。
- (4) 賃料適用のトラッククレーン（油圧伸縮ジブ型 80t 吊以上）およびクローラクレーン（油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型 50t 吊以上）の分解組立時にかかる本体賃料および運搬中の本体賃料
- (5) 上記以外の質量 20t 以上の建設機械の損料適用機械の運搬中の本体損料

2-4 準備費

2-4-1 準備費の内容

直接工事費に含まれない準備および跡片付け、測量、丁張、整備等の費用とする。

- 1) 準備および跡片付けに要する費用
 - (1) 着手時の準備費用
 - (2) 施工中の準備、跡片付け費用
 - (3) 完了時の跡片付け費用
- 2) 測量、丁張等に要する費用
 - (1) 工事着手前の基準測量（法線測量、仮BMの設置等）の費用
 - (2) 縦横断面図、深浅図の照査等の費用
 - (3) 用地幅杭の仮移設等の費用
 - (4) 丁張の設置等の費用
- 3) 準備として行う以下に要する費用
 - (1) ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹等を除去する伐開に要する費用（樹木をチェーンソー等により切り倒す伐採作業は含まない。）
 - (2) 伐開、除根、除草、整地、段切り、すりつけ等に要する費用
- 4) 1)～3) に掲げるもののほか、工事施工上必要な準備等に要する費用
- 5) 準備に伴い発生する交通誘導警備員の費用については、直接工事費に積上げ計上する。

2-4-2 積算方法

1) 率積算

共通仮設費率に含まれる項目は、下記のとおりとする。

- (1) 準備および跡片付けに要する費用
- (2) 測量、丁張等に要する費用
- (3) ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹等を除去する伐開に要する費用
- (4) 伐開、除根、除草、整地、段切り、すりつけ等に要する費用

ただし、空港用地造成、農用地造成および宅地造成等の伐開、除根、除草等の広範な工事を除く。

2) 積上げ積算

現場条件等を的確に把握することにより必要額を適正に積算するものとする。また、積上げ積算の対象項目は下記のとおりとする。

- (1) 伐開、除根等に伴い発生する建設廃棄物等の工事現場外への搬出および処理に要する費用
- (2) 空港用地造成、農用地造成および宅地造成等の伐開、除根、除草等の面積が広範な工事に要する費用
- (3) 率積算対象項目を除く工事施工上必要な準備等に要する費用

2-5 事業損失防止施設費

2-5-1 事業損失防止施設費の内容

- 1) 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、水質汚濁、地盤沈下、地下水の断絶等に起因する事業損失を未然に防止するための仮施設の設置費、撤去費および当該仮施設の維持管理等に要する費用
- 2) 事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用

2-5-2 積算方法

- 1) 仮施設に係る費用の算出は、「国版：第5章 間接工事費の施工歩掛、4節 事業損失防止施設費」を適用し、積上げ積算するものとする。
- 2) 調査測定等に要する費用の算出は、現場条件等を的確に把握することにより必要額を適正に積上げ積算するものとする。

2-6 安全費

2-6-1 安全費の内容

- 1) 交通管理等に要する費用
- 2) 安全施設等に要する費用
- 3) 安全管理等に要する費用
- 4) 1) ～3) に掲げるもののほか工事施工上必要な安全対策等に要する費用

2-6-2 積算方法

1) 率積算

共通仮設費率に含まれる項目は、下記のとおりとする。

- (1) 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用
- (2) 不稼働日の保安要員等の費用
- (3) 標示板、標識、保全灯、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修、気象海象情報料に要する費用および使用期間中の損料
- (4) 夜間作業を行う場合における照明に要する費用（大規模な照明設備を必要とする広範囲な工事を除く）
- (5) 救命艇に要する費用
- (6) 酸素欠乏症の予防に要する費用
- (7) 粉塵作業の予防に要する費用
- (8) 安全用品等の費用（墜落制止用器具（フルハーネス型）を含む）
- (9) 安全委員会等に要する費用

2) 積上げ積算

「国版：第5章 間接工事費の施工歩掛、5節 安全費」によるほか、現場条件等を的確に把握することにより必要額を適正に積算するものとする。また、積上げ積算の対象項目は、下記のとおりとする。

- (1) 関係施設等に近接した土木現場の出入り口等に配置する一般交通誘導を伴わない安全管理員等に要する費用
- (2) 工事水域の見廻り等の安全監視船に要する費用
- (3) 高圧作業の予防に要する費用
- (4) 海上工事における灯浮標・標識灯の設置・撤去・維持管理に要する費用及び使用期間中の損料（ただし、設置・撤去・維持管理等の工事のみを別途単独で発注する場合は、直接工事費とする）
- (5) 水雷等の存在する危険区域における地中および海中の危険物等の撤去に要する費用
- (6) その他、工事施工上必要な安全対策等に要する費用

2-7 役務費

2-7-1 役務費の内容

- 1) 現場工作場、材料置場等の土地借上げに要する費用（ただし、営繕に係る用地は除く）
- 2) 電力、用水等の基本料
- 3) 臨時電力（1年未満の契約の契約期間の場合に適用）の臨時工事費および高圧電力甲等（1年以上の契約期間で1年間までは負荷を増減しない場合に適用）の工事費負担金に要する費用。

2-7-2 積算方法

現場条件等を的確に把握すると共に電気、水道供給規定により必要額を適正に積上げ積算するものとする。

2-8 技術管理費

2-8-1 技術管理費の内容

- 1) 工程管理のため資料作成等に要する費用
- 2) 出来形管理のための測量および資料作成等に要する費用
- 3) 品質管理のための試験および資料作成等に要する費用
- 4) 1) ～3) に掲げるもののほか、技術管理上必要な資料の作成に要する費用

2-8-2 積算方法

1) 率積算

共通仮設費率に含まれる項目は、下記のとおりとする。

- (1) 品質管理基準に含まれる試験に要する費用
- (2) 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用
- (3) 工程管理のための資料の作成等に要する費用
- (4) 工事完成図書類の作成に要する費用
- (5) 建設材料の品質記録保存に要する費用
- (6) コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用
- (7) コンクリート非破壊試験および単位水量試験に要する費用
- (8) 塗装膜厚施工管理に要する費用
- (9) 施工管理で使用するOA機器の費用
- (10) PC 上部工、アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用
- (11) 溶接工の品質管理のための試験等に要する費用（現場溶接部の検査費用を含む）
- (12) 建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用

2) 積上げ積算

現場条件等を的確に把握することにより必要額を適正に積算するものとする。また、積上げ積算の対象項目は、下記のとおりとする。

- (1) 特別な品質管理に要する費用（土質等試験、土質調査）
- (2) 現場条件等により積上げを要する費用（変位量管理に要する盛土、軟弱地盤等における計器の設置・撤去・測定・取りまとめに要する費用、パイロット施工に要する費用等）
- (3) 施工実態調査および諸経費動向調査に要する費用
- (4) その他、特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用

2-9 水雷・傷害等保険料

2-9-1 水雷・傷害等保険料の内容

危険区域等で工事を施工する場合に必要な水雷・傷害等保険を付保することにより生じる保険料の支払に要する費用とする。

- 1) 水雷保険料
- 2) 傷害保険料
- 3) その他必要な保険料

2-9-2 積算方法

各保険料の算出は、「[国版](#)：第5章 間接工事費の施工歩掛 8節 水雷・傷害等保険料」によるほか、現場条件等を的確に把握することにより必要額を適正に積上げ積算するものとする。

2-10 営繕費

2-10-1 営繕費の内容

建物の設置、撤去、維持修繕、借上げおよび敷地の整地、ならびに労務者の輸送等に要する費用とする。

- 1) 現場事務所、試験室等の営繕（設置・撤去、維持・補修）に要する費用
- 2) 労務者宿舍の営繕（設置・撤去、維持・補修）に要する費用
- 3) 倉庫及び材料保管場の営繕（設置・撤去、維持・補修）に要する費用
- 4) 上記1）、2）、3）に係る土地・建物の借上げに要する費用
- 5) 労務者の輸送に要する費用
- 6) 監督員詰所、火薬庫の営繕（設置・撤去、維持・補修）に要する費用
- 7) 1）～6）に掲げるもののほか、工事施工上必要な営繕等に要する費用

2-10-2 積算方法

1) 率積算

共通仮設費率に含まれる項目は、下記のとおりとする。

- (1) 現場事務所、試験室等の営繕（設置・撤去、維持・補修）に要する費用
- (2) 労務者宿舍の営繕（設置・撤去、維持・補修）に要する費用
- (3) 倉庫及び材料保管場の営繕（設置・撤去、維持・補修）に要する費用
- (4) 上記(1)、(2)、(3)に係る土地・建物の借上げに要する費用
- (5) 労務者の陸上輸送に要する費用

2) 積上げ積算

積上げ積算項目は、現場条件等を的確に把握することにより必要額を適正に積算するものとする。また、積上げ積算の対象項目は、下記のとおりとする。

- (1) 監督員詰所および火薬庫等の営繕（設置・撤去、維持・修繕、土地の借上げ費用含む）に要する費用
- (2) その他、工事施工上必要な営繕等に要する費用

2-11 現場環境改善費

2-11-1 現場環境改善費の内容

工事現場の周辺環境の美装化や現場事務所および休憩所の作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するために要する費用とする。原則、設計金額が 150,000 千円以上の全ての工事とする。（但し、現場事務所を設置しない工事については除外する。）

2-11-2 現場環境改善費の構成

現場環境改善費の構成は、下記のとおりとする。

現場環境改善費	現場環境改善費 (仮設備関係)	仮設備の設置, 美装下に要する費用 垂れ幕(横断幕), 工事看板(説明板・案内板・PR看板), 緑化・ 花壇(椅子・ベンチ含む), ライトアップ
	現場環境改善費 (安全関係)	安全器具の美装化, 清掃に要する費用 器具美装化{バリケード, 転落防止柵(足場・安全ネット), 工事 標識, 安全標識照明, 安全装置(カラーコーン・回転灯), 安全 具(救命胴衣・救命浮環・ヘルメット・安全靴・安全帯・消火 器)}, 清掃費, 熱中症予防, 防寒対策
	現場環境改善費 (役務関係)	現場環境改善に係る土地借上げおよび道路等の占用に要する 費用
	現場環境改善費 (営繕関係)	現場施設の美装化, 行事等の開催に要する費用 施設美装化(現場事務所・現場休憩所・作業員宿舎), インフ ォーメーション施設の設置および管理運営, 行事の開催
	現場環境改善費 (防災・危機管理関係)	防災訓練に要する費用 防災訓練(地震・台風等の自然災害に対する訓練)に使用する 作業船・重機の燃料費, 回航えい航費・運搬費, 資機材の費用
	現場環境改善費 (担い手育成関係)	現場見学, インターンシップ, 出張講座等に要する費用 現場見学会の開催・見学用設備, パンフレット・工法説明ビデ オ, 出張講座の資料作成

2-11-3 積算の方法

現場環境改善費の算定は、率計算による額と積上げ計算による額とを加算して行うものとする。

1) 率計算による部分

(1) 率計算による額の算定

現場環境改善費（率部分）は、工種区分にしたがって、「表-② 現場環境改善費率」により求めた率に対象額を乗じて得た額とする。

対象額は、直接工事費（処分費等を除く共通仮設費対象額）、支給材料費および事業損失防止施設費の合計額とする。ただし、別途製作した材料（ケーソン、ブロック等）および発生材料は、無価計上とする。

2) 積上げ計算による部分

(1) 現場条件を的確に把握することにより、必要額を適正に積上げるものとする。

(2) 積上げ実施項目については、設計図書に条件明示するものとする。

(3) 積上げ計算項目は、現場環境改善費の構成のうち、発注者が指定するものとする。

表－① 共通仮設費率

工種区分		対象額	600 万円以下	600 万円を超え 20 億円以下		20 億円を超えるもの
		適用区分等	下記の率とする	算定式により算出された率とする。 ただし、定数値は下記による。		下記の率とする
				a	b	
港湾・漁港工事	浚渫工事		11.14%	357.8	－0.2223	3.06%
	構造物工事		7.97%	132.7	－0.1802	2.80%

工種区分		対象額	600 万円以下	600 万円を超え 10 億円以下		10 億円を超えるもの
		適用区分等	下記の率とする	算定式により算出された率とする。 ただし、定数値は下記による。		下記の率とする
				a	b	
海岸工事			13.08%	407.9	－0.2204	4.24%

ただし下記の工事については、下表を使用する。

- ①港湾・漁港構造物、海岸工事において、防舷材のみを取り付ける工事。
- ②港湾・漁港構造物、海岸工事において、電気防食のみを取り付ける工事。
- ③港湾・漁港構造物、海岸工事において、防舷材及び電気防食のみを取り付ける工事。

工種区分		対象額	600 万円以下	600 万円を超え 4 億円以下		4 億円を超えるもの
		適用区分等	下記の率とする	算定式により算出された率とする。 ただし、定数値は下記による。		下記の率とする
				a	b	
港湾・漁港構造物工事 海岸工事			6.12%	1420.4	－0.3490	1.41%

共通仮設費率の算定式

$$K_r = a \cdot P^b \quad (\text{小数 3 位四捨五入})$$

ただし、

K_r : 共通仮設費率 (%)

P : 共通仮設費率の算出対象額 (円)

a 、 b : 定数値

表－② 現場環境改善費率

工種区分		対象額	600 万円以下	600 万円を超え 20 億円以下		20 億円を超えるもの
		適用 区分等	下記の率とする	算定式により算出された率とする。 ただし、定数値は下記による。		下記の率とする
				a	b	
港湾・ 漁港 工事	浚渫工事		2.58%	11,342.3	－0.5375	0.11%
	構造物工事		2.02%	1192.6	－0.4089	0.19%

工種区分		対象額	600 万円以下	600 万円を超え 10 億円以下		20 億円を超えるもの
		適用 区分等	下記の率とする	算定式により算出された率とする。 ただし、定数値は下記による。		下記の率とする
				a	b	
海岸工事			4.02%	17,100.2	－0.5353	0.26%

現場環境改善費率の算定式

$$I_r = a \cdot P^b \quad (\text{小数3位四捨五入})$$

ただし、

 I_r : 現場環境改善費率 (%) P : 現場環境改善費率の算出対象額 (円) a 、 b : 定数値

3 現場管理費

3-1 積算方法等

3-1-1 積算方法

現場管理費は、工種区分にしたがって、「表-③ 現場管理費率」により求めた率に、純工事費を乗じて得た額の範囲内とする。

純工事費は、直接工事費および共通仮設費の合計額をいう。資材等を支給する際の当該支給品費は、純工事費の対象とする。ただし、工事材料の工場製作に係る工事原価、別途製作した材料（ケーソン、ブロック等）および発生材料は、無価計上とする。

3-1-2 現場管理費率の補正

1) 施工時期、工事期間等による補正

施工時期、工事期間等を考慮して、「表-③ 現場管理費率」により求めた率を2%の範囲内で適切に補正（加算）することができる。

(1) 緊急工事の場合

緊急工事は2.0%補正する。緊急工事とは、昼夜間連続作業が前提となる工事で直轄港湾等災害復旧事業取扱要綱第10条に示す緊急復旧事業、およびこれと同等の緊急を要する事業とする。

2) 施工地域、工事場所による補正

施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正については、「表-③ 現場管理費率」により求めた率に下表の補正值を加算するものとする。

表-4 施工地域等別の現場管理率補正

施工区域・工事箇所区分		補 正 値
A 区 分		1.0%
B 区 分		0.5%
C 区分	工事場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.0%
	工事場所が一般交通等の影響を受けない場合	—

(注) 1. 施工地域の区分は、共通仮設費率の補正と同じものとする。

3) 「処分費等」の取扱い

「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、表のとおりとする。

- (1) 処分費（再資源化施設の受入費を含む）
- (2) 上下水道料金
- (3) 有料道路利用料

区 分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%以下の場合でかつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%を超える場合または、処分費等が3千万円以下の場合
共通仮設費 (現場環境改善費は除く)	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。
現場管理費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。
一般管理費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。

- (注) 1. 上記の(1)処分費に、運搬費は含まない。
2. 上表の処分費等は、準備費に含まれる処分費を含む。なお、準備費に含まれる処分費は伐開、除根に伴うものである。
3. これにより難い場合は別途考慮するものとする。

表－③ 現場管理費率

工種区分		対象額	700 万円以下	700 万円を超え 20 億円以下		20 億円を超えるもの
		適用区分等	下記の率とする	算定式により算出された率とする。 ただし、定数値は下記による。		下記の率とする
				a	b	
港湾・ 漁港 工事	浚渫工事		24.08%	82.2	-0.0779	15.50%
	構造物工事		24.65%	40.5	-0.0315	20.63%

工種区分		対象額	700 万円以下	700 万円を超え 10 億円以下		10 億円を超えるもの
		適用区分等	下記の率とする	算定式により算出された率とする。 ただし、定数値は下記による。		下記の率とする
				a	b	
海岸工事			28.11%	100.3	-0.0807	18.84%

ただし下記の工事については、下表を使用する。

- ①港湾・漁港構造物、海岸工事において、防舷材のみを取り付ける工事。
- ②港湾・漁港構造物、海岸工事において、電気防食のみを取り付ける工事。
- ③港湾・漁港構造物、海岸工事において、防舷材及び電気防食のみを取り付ける工事。

工種区分		対象額	700 万円以下	700 万円を超え 4 億円以下		4 億円を超えるもの
		適用区分等	下記の率とする	算定式により算出された率とする。 ただし、定数値は下記による。		下記の率とする
				a	b	
港湾・漁港構造物工事 海岸工事			22.74%	88.2	-0.0860	16.06%

現場管理費率の算定式

$$J_o = a \cdot N_p^b \quad (\text{小数 3 位四捨五入})$$

ただし、

J_o : 現場管理費率 (%)

N_p : 純工事費 (円)

a、b : 定数値

3 節 一般管理費等

1 一般管理費等の算定

一般管理費等は、「表－④ 一般管理費等率」の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を、当該工事原価に乗じて得た額の範囲内とする。

工事原価は純工事費および現場管理費の合計額とする。資材等を支給する際の当該支給品質および貸与船舶機械の評価額は、一般管理費等算出の基礎となる工事原価に含めないものとする。

2 一般管理費等率の補正

2-1 前払い支出割合による補正

前払い支出割合による補正後の一般管理費等率は、「表－⑤ 前払支出割合による一般管理費等率の補正」の前払い金支出割合区分ごとに定める補正係数を前述「1 一般管理費等の算定」で算出した一般管理費等率に乗じて得た率とする。

2-2 補正後の一般管理費等率の算定

補正後の一般管理費等率の算定は、下式によるものとする。

$$G_P' = r \times G_P \quad (\text{小数 3 位四捨五入})$$

ここに、

G_P' : 補正後の一般管理費等率

G_P : 「表－④ 一般管理費等率」により求めた一般管理費等率 (%)

r : 前払金支出割合による一般管理費等率の補正係数

2-3 契約の保証に必要な費用の取扱い

前払い金支出割合による補正までを行った値に、「表－⑥ 契約保証に係る一般管理費等率の補正」の補正値を加算したものを一般管理費等とする。

表－④ 一般管理費等率

対象額 適用 区分等	500 万円以下	500 万円を超え 30 億円以下		30 億円を超えるもの
	下記の率とする	算定式により算出された率とする。 ただし、定数値は下記による。		下記の率とする
		a	b	
一般管理費等率	23.57%	-4.97802	56.92101	9.74%
一般管理費等率の算定式 $G_P = a \cdot \log(C_P) + b \quad (\text{小数 3 位四捨五入})$ ただし、 G_P : 一般管理費等率 (%) C_P : 工事原価 (円)				

表－⑤ 前払金支出割合による一般管理費等率の補正

前払い金支出割合区分	5%以下	5%を超え 15%以下	15%を超え 25%以下	25%を超え 35%以下	35%を 超える場合
補正係数（ γ ）	1.05	1.04	1.03	1.01	1.00

表－⑥ 契約保証に係る一般管理費等率の補正

保証の方法	補正率（%）
ケース 1：発注者が金銭的保証を必要とする場合（工事請負契約書第 4 条を採用する場合）。	0.04
ケース 2：発注者が役務的保証を必要とする場合。	0.09
ケース 3：ケース 1 及び 2 以外の場合。	—

(注) 1. ケース 3 の具体例は以下のとおり。

予算決算及び会計令第 100 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合

2. 契約保証費を計上する場合は、原則として当初契約の積算に見込むものとする。

4 節 その他

1 工事における工期の延長等に伴う増加費用等の積算

1-1 工事における工期の延長等に伴う増加費用等の積算について

受注者の責めに帰すことのできないものにより請負工事の設計図書の変更を伴う工期の延長や一時中止（以下「工期延長等」という。）をした場合の増加費用等の負担については、下記により積算するものとする。

なお、「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱いについて」（昭和 57 年 5 月 10 日付港建第 146 号）により増加費用等の積算上の取扱いについて通知されているところであるが、同通達のうち「8. 増し分費用の費目と内容」及び「9. 増し分費用の設計書による取扱い」に関しては、同通達の趣旨を踏まえつつ簡便な方法を定めたので当面これによるものとする。

ただし、これにより難しい場合は「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱いについて」（昭和 57 年 5 月 10 日付港建第 146 号）によるものとする。

1-1-1 増加費用等の適用及び範囲

1) 増加費用等の適用

増加費用等の適用は、工期延長等に伴う増加費用等について受注者から請求があった場合に適用する。

なお、一時中止期間が 3 箇月を超える場合は適用しないものとする。

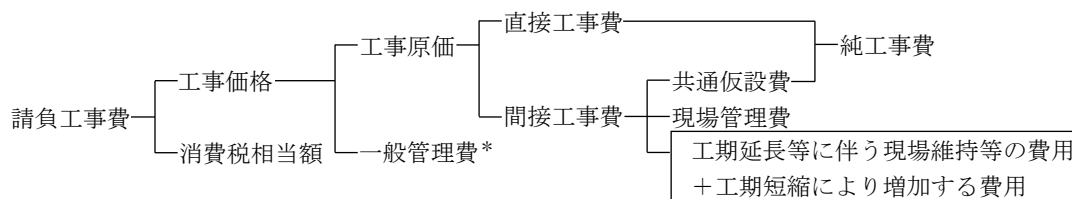
2) 増加費用等の範囲

土木工事編「県版」第 I 編 第 11 章 ①工事における工期の延長等に伴う増加費用等の積算についての 1-2 増加費用等の範囲による。

1-1-2 増加費用等の算定

1) 増加費用等の構成

工期延長等に伴う現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。



* 工期延長等に伴う本支店における増加費

（注）工期延長等に伴い発注者が新たに受取り対象とした材料、直接労務及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理するものとする。

増加費用等は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象に算定することとし、工期延長等の期間 3 ヶ月以内の算定方法は以下のとおりとする。ただし、工期延長等の期間が 3 ヶ月を超える場合や経常的な工事である場合等は、別途考慮すること。

2) 工期延長等に伴う現場維持等に要する費用

標準積算により算定する場合、工期延長等に伴う現場維持等に要する費用として積算する内容は以下の積上げ項目及び率項目とする。

- (1) 増加費用等の構成費目は、土木工事編「県版」第Ⅰ編 第11章①工事における工期の延長等に伴う増加費用等の積算について 2-2 工期延長等に伴う現場維持等に要する費用の(1)による。

(2) 算定方法

工期延長等に伴う現場維持等に要する費用の算定は、下記の式により算定する。

$$G = dg \times J + \alpha$$

ただし、

G：工期延長等に伴う現場維持等の費用（単位：円 1,000 円未満切り捨て）

dg：工期延長等に係る現場経費率（% 小数第4位四捨五入3位止め）

（前記1-1-2 2) (1) ②に示す率項目）

J：対象額（工期延長等時点の契約上の現場管理費対象純工事費）（単位：円 1,000 円未満切り捨て）

α ：積上げ費用（単位：円 1,000 円未満切り捨て）

（前記1-1-2 2) (1)に示す積上げ項目）

① 工期延期等に伴い増加する現場経費率

$$dg = A \left\{ \left(\frac{J}{a \times J^b + N} \right)^B - \left(\frac{J}{a \times J^b} \right)^B \right\} + \frac{(N \times R \times 100)}{J}$$

ただし、

dg：工期延長等に伴い増加する現場経費率（% 小数第4位四捨五入3位止め）

（前記1-1-2 2) (1)に示す率項目）

J：対象額（工期延長等時点の契約上の現場管理費対象純工事費）（単位：円 1,000 円未満切り捨て）

N：工期延長等日数（日）

ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延長等日数。

R：公共工事設計労務単価（土木一般世話役）

A：

B：

a：

b：

各工種毎に決まる係数「表-1 工種区分別の現場経費率係数表」

表-1 工種区分別の現場経費率係数表

工 種 区 分	係 数 A			係 数 B	係 数 a	係 数 b
	A区分	B区分 C区分 [一般交通等の影響あり]	C区分 [一般交通等の影響なし]			
港湾・漁港浚渫工事	109.5	105.5	99.9	-0.0709	0.7347	0.2713
港湾・漁港構造物工事	202.4	195.8	185.3	-0.0311	0.5764	0.2992
海岸工事	115.2	111.4	105.5	-0.1120	1.6285	0.2498

（注）施工地域区分については、「第2章 2節 2-1-2 積算方法 1) (2) 共通仮設比率の補正」を参照

第3章 直接工事費の施工歩掛

4.3 節 本体工－場所打式

1 総則

◎工事区分

場所打コンクリートと水中コンクリートの工事区分は、通常は外郭施設では+1.0m、その他の施設では+0.7mとする。

5 節 被覆・根固工

1 総則

◎材料割増率

材料割増率

種別（レベル3）	細別（レベル4）	材 料	割増率（%）	摘 要
被 覆 石 工	被 覆 石	被 覆 石	30	過去の実績により、これにより難しいことが明らかな場合、またはめり込み厚が必要な場合は、別途考慮する。
被覆ブロック工	被覆ブロック製作	鉄 筋（異形棒鋼）	2	
		吊 鉄 筋（丸鋼）	3	
		コ ン ク リ ー ト	1	
被覆ブロック工（海岸）	被覆ブロック製作（海岸）	鉄 筋（異形棒鋼）	2	
		吊 鉄 筋（丸鋼）	3	
		コ ン ク リ ー ト	1	
根固ブロック工	根固ブロック製作（施工パッケージ）	鉄 筋（異形棒鋼）	2	
	根固ブロック製作	鉄 筋（異形棒鋼）	2	
		コ ン ク リ ー ト	1	
水 中 コンクリート工	漏 え い 防 止 コ ン ク リ ー ト	漏えい防止シート	30	
		コ ン ク リ ー ト	6	

注) 使用する被覆石は、ハドソン式等設計により求められた質量以上のものを用いる。

設計により求められた 所 要 重 量 (kg)	積算に用いる被覆石の 規 格 (kg/個)	図面の表示方法	被覆石の層厚
～200	200～500	200～500 kg/個	0.7m
201～500	500～1,000	500～1,000 kg/個	1.0m
501～1,000	1,000～2,000	1,000～2,000 kg/個	1.2m
1,000～2,000 (x kg)	1,000～2,000	x kg/個以上	1.2m
2,000～	被覆ブロックを使用する。		

17節 雑工

◎船揚場工（水—G）

5-1 適用範囲

本項は、張りブロック下面の基礎栗石の均し施工精度±5cm以下で、基礎厚さ30cmに適用する。

5-2 施工歩掛

1) 張りブロック下面の基礎均し（陸上部）

(1) 作業能力

① 能力算定式

$$N = n \times (1.00 + E_1 + E_2) \times E_3 \quad (\text{小数第2位四捨五入})$$

N : 100m²当り普通作業員の人数（人）

n : 100m²当り普通作業員の標準人数（9.0人）

E₁ : 施設区分能力補正係数

E₂ : 施工規模区分能力補正係数

E₃ : 潮待ち区分能力補正係数

② 能力係数等

係 数 区 分			補 正 係 数	摘 要
E ₁	施 区 設 分	船 揚 場 工	0.00	
E ₂	施 工 規 模 区 分	1,000m ² 未満	0.00	
		1,000m ² 以上	-0.10	
E ₃	潮 待 ち 区 分	潮待ち部以外	1.00	
		潮 待 ち 部	1.20	

③ 労務構成等

能力算定式で求まる労務人数に対し、下表の比率で労務費およびバックホウの所要日数を計上する。（小数第2位を四捨五入）

施 工 形 態	普 通 作 業 員	バ ッ ク ホ ウ
機 械 併 用 施 工	N×0.4	N×0.1
人 力 施 工	N	—

（注）人力施工は、現場条件により機械併用施工が困難な場合に適用する。

(2) 代価表

張りブロック下面の基礎均し（陸上部） 100m²当り

名 称	形 状 寸 法	単 位	数 量		摘 要
			機械併用施工	人力施工	
バ ッ ク ホ ウ	排出ガス対策型・クローラ型 山積 0.8m ³ (平積 0.6m ³)	日	N×0.1	—	標準運転時間
普 通 作 業 員		人	N×0.4	N	
雑 材 料		%			

2) 張りブロック下面の基礎均し（水中部）

(1) 作業能力

① 能力算定式

$$A = a_i \times (1 + E_1) \times E_2 \times T \quad (\text{小数第2位四捨五入})$$

A : 1日当り均し面積 (m²/日)

a_i : 1時間当り標準均し面積 (3.2m²/h)

E₁ : 施工規模能力補正係数

E₂ : 潮待ち区分能力補正係数

T : 潜水士船1日当り標準運転時間 (h/日)

② 能力係数等

係 数 区 分			補 正 係 数	摘 要
E ₁	施 工 規 模 区 分	300m ² 未満	-0.05	
		300m ² ～ 800m ² 未満	0.00	
		800m ² ～2,000m ² 未満	0.05	
		2,000m ² 以上	0.10	
E ₂	潮 待 ち 区 分	潮待ち部以外	1.00	
		潮 待 ち 部	0.83	

(2) 代価表

張りブロック下面の基礎均し（水中） 1日（ m²）当り

名 称	形 状 寸 法	単 位	数 量	摘 要
潜 水 士 船	D180PS 型 3～5t 吊	日	1	就業 8H
雑 材 料				

5-3 裏込め均し

船揚場の構造に裏込め石を必要とする場合の均しについては、その必要性を検討の上別途計上できる。

（「国版：第3章 9節 裏込・裏埋工」参照）

5-4 張りブロックの運搬・据付

張りブロックの運搬・据付歩掛については「国版：第3章 4節 本体工 4.2 ブロック式 3 本体ブロック据付工」を準用すること。

第5章 間接工事費の施工歩掛

2節 運搬費

2－4 運搬

◎質量 20t 以上の建設機械の貨物自動車等による運搬

「県版：土木工事編 第Ⅰ編 第2章 工事費の積算 ②間接工事費 2－2 運搬費 (3) 質量 20t 以上の建設機械の貨物自動車等による運搬」によるものとする。

4 節 事業損失防止施設費

2－3 汚濁防止膜設置・撤去

◎代価表（汚濁防止膜設置）

汚濁防止膜設置 120m 当り

SWH100015

名 称	形 状 寸 法	単 位	数 量	摘 要
汚 濁 防 止 膜 設 置	クレーン込み	m	120	市場単価

(注) 1. アンカーブロック製作は、別途計上する。

2. アンカーブロック設置等の費用を含む。

◎代価表（汚濁防止膜撤去）

汚濁防止膜撤去 120m 当り

SWH100017

名 称	形 状 寸 法	単 位	数 量	摘 要
汚 濁 防 止 膜 撤 去	クレーン込み	m	120	市場単価

(注) アンカーブロック撤去等の費用を含む。

2－4 汚濁防止膜移設

◎代価表（汚濁防止膜移設）

汚濁防止膜移設 120m 当り

SWH100019

名 称	形 状 寸 法	単 位	数 量	摘 要
汚 濁 防 止 膜 移 設		m	120	市場単価

(注) アンカーブロック撤去等の費用を含む。

第6章 建設機械運転単価表

6. 供用係数適用に当たりの留意事項

県内全域係数ランク1を基準とする。

就業時間別の船員供用係数

船舶供用係数（α）と就業時間別船員供用係数（β）（1 ワッチ制）

係 数 ランク	船舶供用 係 数 (α)	就業時間別の船員供用係数（β）								備考
		就業 8 時間		就業 9 時間		就業 10 時間		就業 11 時間		
		船 団 長 ・ 高 級 船 員	普 通 船 員	船 団 長 ・ 高 級 船 員	普 通 船 員	船 団 長 ・ 高 級 船 員	普 通 船 員	船 団 長 ・ 高 級 船 員	普 通 船 員	
1	1.65	1.20	1.20	1.31	1.32	1.43	1.43	1.54	1.55	

船舶供用係数（α）と就業時間別船員供用係数（β）（2 ワッチ制）

係 数 ランク	船舶供用 係 数 (α)	就業時間別の船員供用係数 (β)								備考
		就業 16 時間		就業 18 時間		就業 20 時間		就業 22 時間		
		船 団 長 ・ 高 級 船 員	普 通 船 員	船 団 長 ・ 高 級 船 員	普 通 船 員	船 団 長 ・ 高 級 船 員	普 通 船 員	船 団 長 ・ 高 級 船 員	普 通 船 員	
1	1.65	1.21	1.21	1.35	1.35	1.47	1.48	1.61	1.61	

(注) 1. 就業時間別船員供用係数（β）の算定式

$$\beta = \beta_0 + \frac{1}{8} \times \text{割増対象賃金比} \times (1.25 \times \text{超勤時間数} + 0.25 \times \text{深夜時間数}) \div \text{ワッチ数}$$

(小数3位四捨五入)

β：時間外手当および深夜手当を考慮した船員供用係数

β₀：就業8時間の場合の船員供用係数

割増対象賃金比：労務単価に占める割増賃金の対象となる賃金の比率をいう。

ただし、2ワッチにおける超過勤務時間数および深夜労働時間数は、2ワッチの合計の時間数とする。